

岡山いきいき 子どもプラン 2015

—全ての子どもたちが晴れやかな笑顔で暮らす生き生き岡山を目指して—

[平成27年度～31年度]



平成27年3月

岡山県

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題	2
1 人口の減少と少子化の現状	
(1)人口の減少	
(2)少子化の現状	
2 少子化の影響	
3 少子化の要因と背景	
(1)未婚化の進行	
(2)晩婚化・晩産化の進行	
(3)結婚に関する意識	
(4)異性との交際状況	
(5)出産に関する意識	
(6)理想とする子どもの数を持たない理由	
4 国の少子化対策	
(1)「少子化対策白書」の提言	
(2)少子化危機突破のための緊急対策	
(3)「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針)	
(4)「子ども・子育て支援新制度」の本格施行	
5 子どもを取り巻く環境の変化	
6 岡山県の少子化対策	
第3章 策定に当たって	14
1 個別事業の目標事業量の達成状況	
2 県民意識調査結果	
3 県民意識調査結果の解析	
4 意見等の聴取	
第4章 計画の概要	20
1 基本理念	
2 基本的考え方	
3 体系	
4 目標事業量の設定	
5 成果目標の設定	
第5章 計画の内容	26
I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり	26
1 結婚を希望する若者の希望をかなえる環境づくりの推進	
(1)出会いのための環境づくりの推進	
(2)結婚をサポートする体制の充実	
(3)結婚・子育てに関して気運の醸成を図る	
2 子どもを生みたい人が出産できる環境づくりの推進	
(1)妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供	
(2)不妊に悩む方への支援の充実	

II 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

28

- 1 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進
 - (1) 早い時期からの子育て支援
 - (2) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援の充実
 - (3) 子どもの健やかな育ちへの支援と思春期からの健康づくり支援の充実
 - (4) 妊婦の健康や親子を見守りはぐくむ地域づくり
- 2 家庭の子育て力の充実
 - (1) 次代の親の育成
 - (2) 家庭の教育力の向上
 - (3) 男女共同参画による子育ての推進
- 3 食の安全・安心の確保と食育の推進
 - (1) 食の安全・安心の確保
 - (2) 食育の推進

III みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

32

- 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (2) 地域の教育力の向上
- 2 地域ぐるみの子育て支援の推進
 - (1) 子育て支援ネットワークの充実
 - (2) 子育て支援組織の育成
 - (3) ふれあいの拠点づくり
 - (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
 - (5) 地域における人材の養成・確保
 - (6) 子育てサービス情報の発信
- 3 子ども・若者の生きる力の育成
 - (1) 地域・世代間交流の促進
 - (2) 社会参加活動への支援
 - (3) 学校教育の推進
 - (4) 若者の就職支援
 - (5) 困難を有する子どもや若者の支援
- 4 安全・安心な子育て環境の整備
 - (1) 安全な遊び場の整備
 - (2) 安全な生活環境の整備
 - (3) 安心な社会環境づくり

IV 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

38

- 1 子育て相談体制の充実
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) 子育て支援情報の提供
- 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
 - (1) 周産期・小児医療対策の充実
 - (2) 小児慢性特定疾病の医療の充実
 - (3) 感染症対策の推進
- 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備
 - (1) 児童手当等の支給
 - (2) 医療費、教育費の負担軽減
 - (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (1) 企業の意識改革への取組
 - (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
 - (3) 再就職への支援
- 5 幼児期の学校教育・保育の拡充等による子ども・子育て支援新制度の推進
 - (1) 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行と実施
 - (2) きめ細かな保育の拡充
 - (3) 放課後児童クラブの拡充
 - (4) 多様なニーズに対応できる人材の養成・確保
 - (5) 教育・保育の確保方策等
 - (6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

47

V 子どもをまもり支援する体制づくり

- 1 子ども虐待防止対策の充実
 - (1) 児童相談所の体制の強化
 - (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
 - (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
 - (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- 2 社会的養護体制の充実
 - (1) 家庭的養護の推進
 - (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
 - (3) 自立支援の充実
 - (4) 家庭支援及び地域支援の充実
 - (5) 子どもの権利擁護の推進
- 3 障害のある子どもへの施策の充実
 - (1) 障害のある子どもの支援
 - (2) 発達障害のある子どもの支援
- 4 ひとり親家庭の自立支援
 - (1) 就業支援の強化
 - (2) 相談機能の強化
 - (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携
- 5 子どもの貧困対策の推進
 - (1) 教育の支援
 - (2) 生活の支援
 - (3) 保護者の就労支援
 - (4) 経済的支援
 - (5) その他

57

資料編

- 1 平成27年度に実施する主要事業
- 2 岡山いきいき子どもプラン2015策定に関する県民意識調査（抜粋）
- 3 高校生の少子化・結婚に関する意識調査
（参考資料）
 - ・少子化対策の取組
 - ・少子化危機宣言（全国知事会）
 - ・岡山いきいき子どもプラン2015ができるまで
 - ・岡山県子ども・子育て会議
 - ・子ども・子育て支援法
 - ・次世代育成支援対策法

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

2010（平成22）年3月の「岡山いきいき子どもプラン2010」（以下「前プラン」という。）策定後、未婚化・晩婚化・晩産化の進行、女性就業者や非正規雇用の拡大、少子化の進行など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化してきています。前プランの5年間の計画期間には、子育て支援サービスの充実など一定の成果が見られるものの、子育て家庭が理想とする子どもの数と実際に予定している子どもの数の差は縮まらないなど、まだまだ解決されていない課題もあります。

また、結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありませんが、一方で未婚化・晩婚化・晩産化の一層の進行により、出生数は減少し続けるなど少子化対策は待ったなしの課題となっております。少子化の進行は、子ども同士のふれあいの減少等により社会性が育ちにくいといった影響や、年金などの社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下が懸念されています。

こうした社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、年齢や性別、能力、国籍等にかかわらず、全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、前プランの点検・評価を行うとともに、今日的課題に対応できるよう取組をさらに発展・強化させ、家庭、地域、学校、企業、関係団体など全ての県民が協働し、子どもの幸せの視点に立って、総合的・計画的な子育て支援施策を強力に推進していくことが必要です。その指針として、この度「岡山いきいき子どもプラン2015」を策定し、次代を担う全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを県政の最重要課題の一つと位置づけ、全力で取り組むものです。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、次の側面を有しています。

- ・中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県計画）」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・国の「健やか親子21（第2次）」に基づく都道府県の母子保健計画
- ・家庭的養護の推進に向けた「都道府県計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」

3 計画の期間

この計画の期間は、2015（平成27）年度を初年度とし、2019（平成31）年度を目標年度とする5か年間とします。

第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題

1 人口の減少と少子化の現状

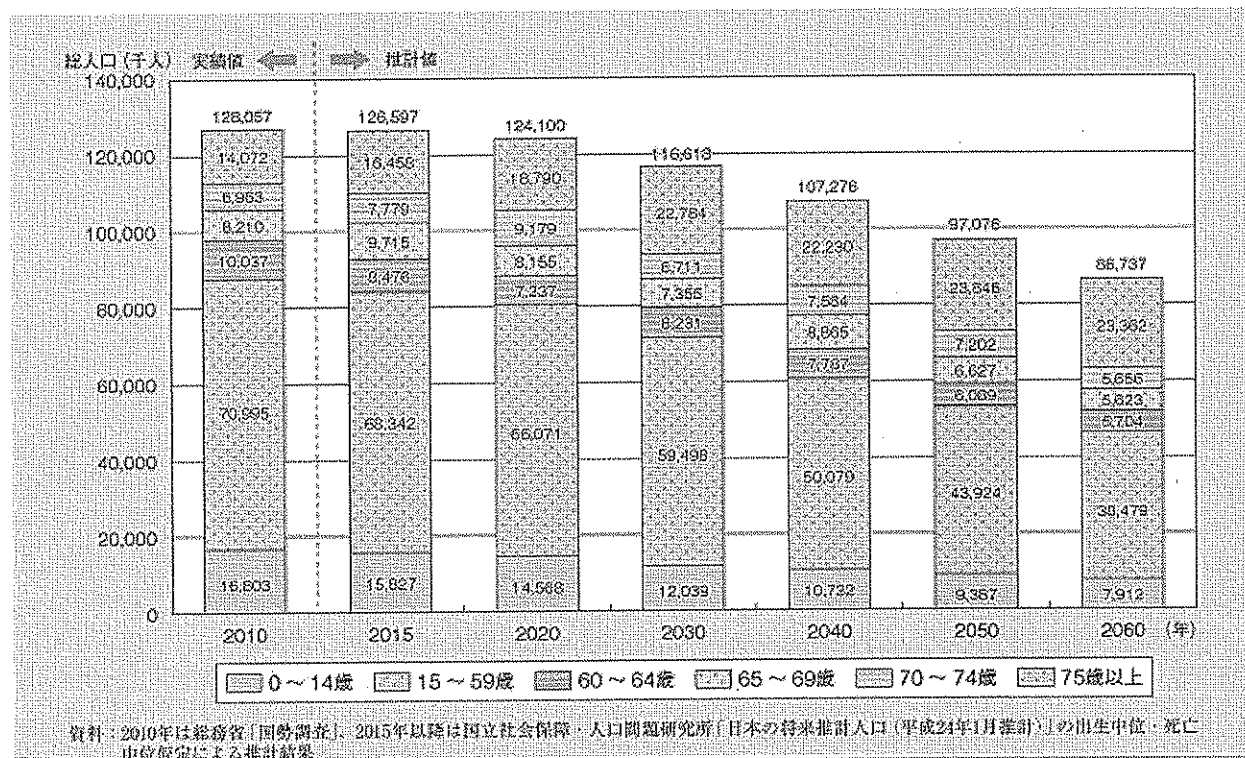
(1) 人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）（注）」では、我が国の総人口は、2010（平成22）年の1億2,806万人から長期的人口減少期に入り、2030（平成42）年の1億1,662万人を経て、2048（平成60）年には1億人を割って9,913万人、50年後の2060（平成72）年には4,132万人減（当初人口の32.3%）の8,674万人になると見込んでいます。

また、同推計期間に、年少人口割合は当初の13.1%から9.1%へと4.0ポイントの減少、生産年齢人口割合は63.8%から50.9%へと12.9ポイントの減少が見込まれています。一方、老年人口割合は、2060（平成72）年には39.9%へと16.9ポイント増加すると見込まれています。

本県につきましては、このままの出生率を維持できると仮定した場合、2005（平成17）年10月時点での196万人が、2035（平成47）年には168万人と14.3%減少することが予想されています。

年齢区分別将来人口推移(全国)

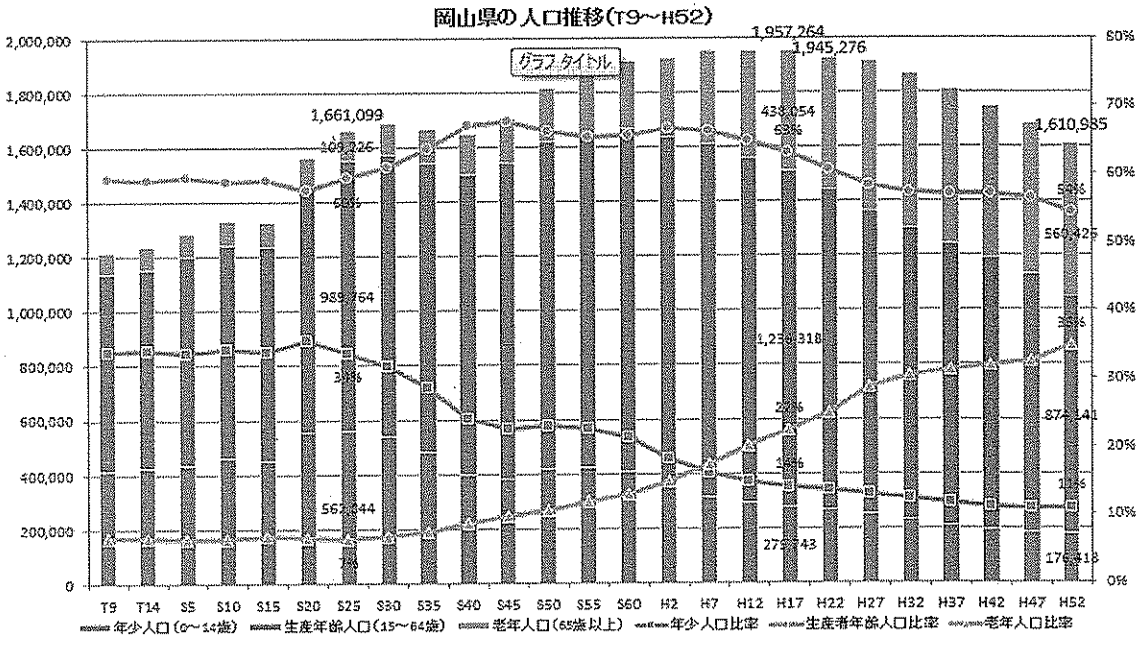


(注)「日本の将来推計人口」：国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査や人口動態統計を踏まえ、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について一定の仮説を設け、これらに基づいて、我が国の将来の人口規模や人口構造の推移を概ね5年ごとに推計しているもの。

岡山県の人口推移



県の人口は、平成17年の約196万人をピークに減少。このままでは平成22年の約195万人から平成32年に161万人になると予想される。約161万人という人口水準は高度経済成長期以前と同規模だが、過去と異なり、占める割合は年少人口・生産年齢人口が小さく、老年人口が大きくなる。



※平成22年までは総務省統計局「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年5月推計)」より採択

こうした中、平成26年5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会(注1)では、将来とも純移動率が現状の水準で続くと仮定した場合、2010年から2040年の30年間で「20~39歳の女性の人口」が5割以上減少する市区町村を「消滅可能性都市」と定義し、全国1800の市区町村の49.8%の896市区町村が消滅の可能性があると発表しました。本県でも14市町村(8市4町2村)が、「消滅可能性都市」とであるとされています。

(2) 少子化の現状

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期(昭和22年~昭和24年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(昭和46年~昭和49年)には約200万人でしたが、1984(昭和59)年には150万人を割り込み、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返していたが、2013(平成25)年は103万人と過去最低となりました。

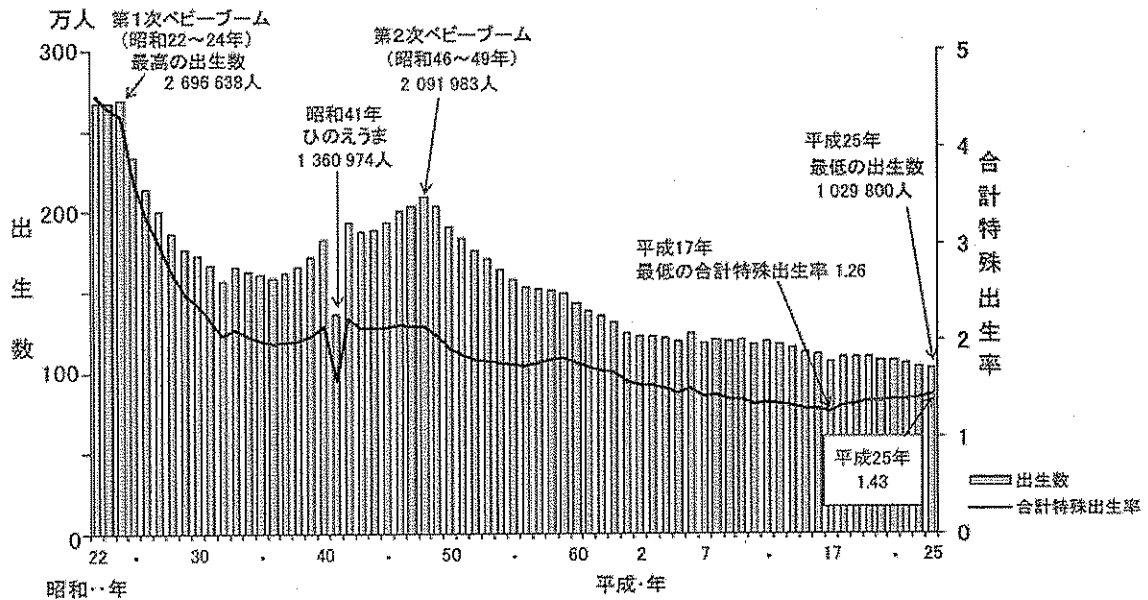
合計特殊出生率(注2)については、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、1950(昭和25)年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989(平成元)年にはそれまで最低であった1966(昭和41)年(丙午:ひのえうま)の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005(平成17)年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移し、2013(平成25)年は1.43で、前年と比べ0.02ポイント上昇したものの、主要先進国の中ではフランス2.00、アメリカ1.88に及ばず(ともに2012年調査)、ドイツやイタリアと同程度の低い水準となっています。

(注1) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会：民間の有識者(座長：増田寛也東京大学大学院客員教授、元総務相)により長期の動態を見据えた国のあり方、国家戦略を検討。

(注2) 合計特殊出生率：その年次の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

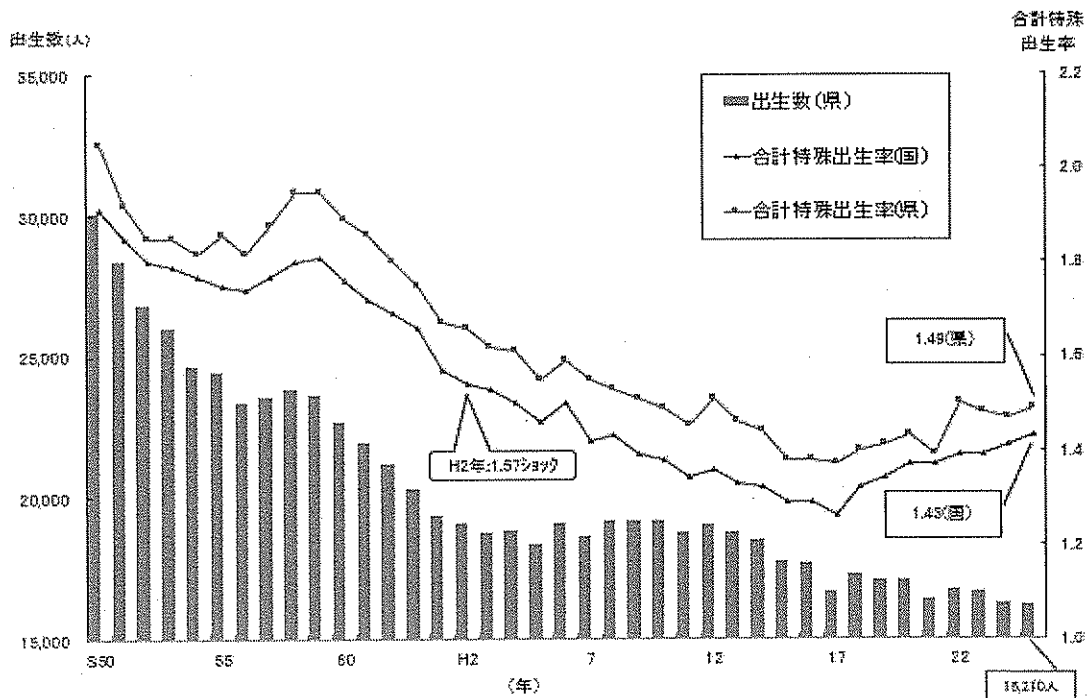
本県の2013（平成25）年の合計特殊出生率は1.49と、前年と比べ0.02ポイント上昇し、全国平均より高いものの、中国5県の中で最も低くなっています。また、出生数は16,210人、死亡数は21,199人と、2005（平成17）年から9年連続で、死亡数が出生数を上回る人口の自然減の現象が続いています。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移（全国）



資料：人口動態統計

国・岡山県の合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

2 少子化の影響

少子化の急速な進行は、労働力人口の減少による経済へのマイナスの影響をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下や防犯、消防等の住民活動の衰退など、深刻な問題に直面することが予想されます。

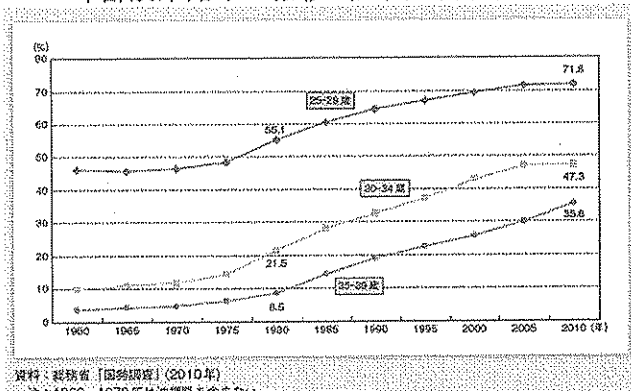
さらに、子ども同士の交流機会の減少により、自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

3 少子化の要因と背景

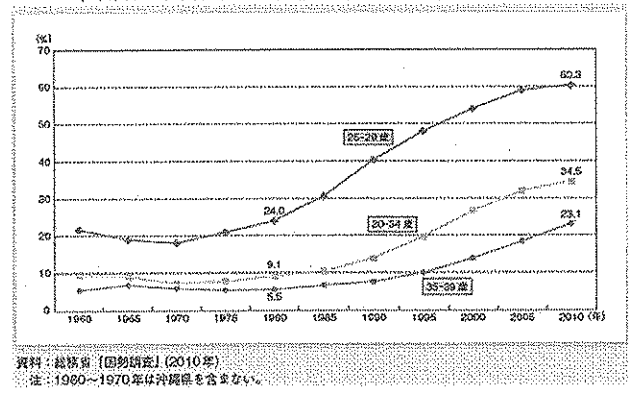
(1) 未婚化の進行

2010（平成22）年の総務省「国勢調査」によると、未婚率は男性が25～29歳で71.8%、30～34歳で47.3%、35歳～39歳で35.6%、女性では25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%、35～39歳で23.1%となっています。

年齢別未婚率の推移（全国・男性）



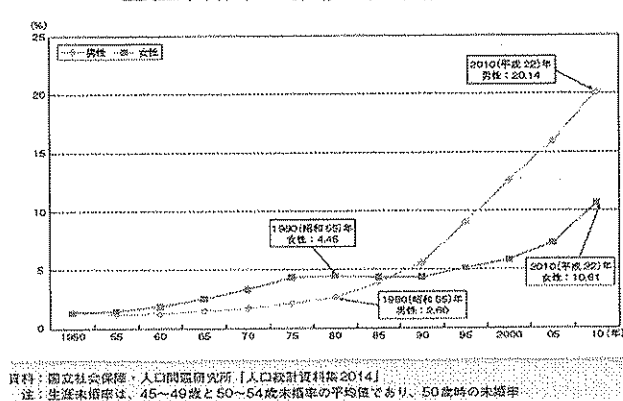
年齢別未婚率の推移（全国・女性）



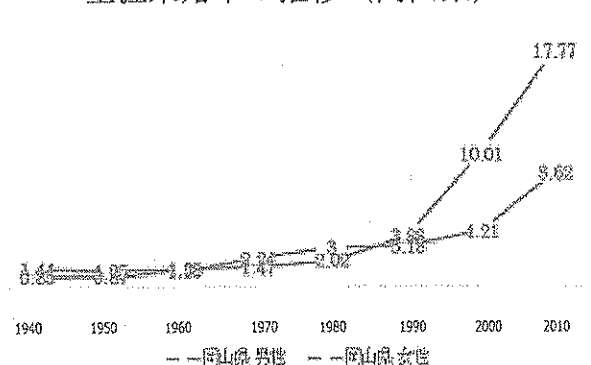
平成22年の総務省「国勢調査」によると、生涯未婚率は、男性は30年前（1980年）の2.6%から20.1%（2010年）、女性は4.5%（1980年）から10.6%（2010年）へ上昇しています。

本県においても、生涯未婚率は男性は2.0%（1980年）から17.8%（2010年）、女性は3.0%（1980年）から8.6%（2010年）へ上昇し、最近の10年間で約2倍に増加しています。

生涯未婚率の推移（全国）



生涯未婚率の推移（岡山県）



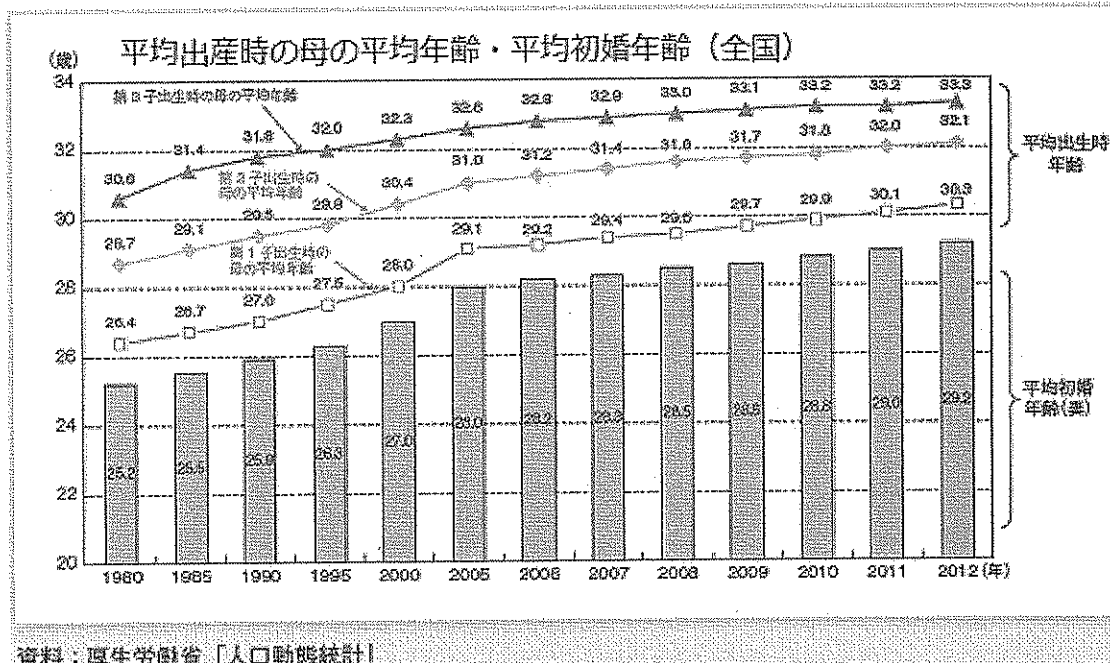
(2) 晩婚化・晩産化の進行

日本人の平均初婚年齢は、2012（平成24）年で、夫が30.8歳（対前年比0.1歳上昇）、妻が29.2歳（同0.2歳上昇）と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。1980（昭和55）年に、夫が27.8歳、妻が25.2歳であったので、約30年間で、夫は3.

0歳、妻は4.0歳上昇していることとなります。

出生したときの母親の平均年齢をみると、2012（平成24）年の場合、第1子が30.3歳、第2子が32.1歳、第3子が33.3歳であり、前年に続いて第1子出産年齢が30歳を超えました。

晩婚化が進行すると、それに伴い、母親の出産年齢が高くなるという晩産化傾向が見られます。



本県につきましても、平均初婚年齢の推移は、1975（昭和50）年には男性26.4歳、女性24.1歳でしたが、2013（平成25）年には、男性30.1歳、女性28.6歳となっており、男性で3.7歳、女性で4.5歳上昇し晩婚化が進むことにより、晩産化、高年齢出産につながっています。

平成26年に県内の高校生526人（男子：171人、女子：355人）のアンケート調査を実施したところ、結婚したい年齢についての回答は、平均で26歳となりました。高校生が自分のライフプランの中で抱く結婚時期の希望と現実が大きくかい離している状況が伺えます。

(3) 結婚に関する意識

社会保障・人口問題研究所では、独身者を対象とした調査を5年ごとに行っています。「出生動向基本調査」（別名「結婚と出産に関する全国調査」）

2010（平成22）年、独身者の結婚の意思については、「いずれ結婚するつもり」が男性86.4%、女性89.4%とともにほぼ9割と結婚する意思のあるものが大半を占めています。

一方、「一生結婚するつもりはない」と回答した人は、男女とも上昇傾向にあり、2010（平成22）年には、男性で9.4%、女性で6.8%となっていますが、実際の生涯未婚率は、2012（平成24）年で男性が20.1%、女性が10.6%となっており、「一生結婚するつもりはない」人以外でも結婚にいたらない者がいるという状況になっています。

(4) 異性との交際状況

同じく社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2010（平成22）年調査）」では、18歳～34歳の未婚者のうち「交際している異性はいない」と回答した割合は男性61.4%（前回2005年調査52.2%）、女性49.5%（同44.7%）といずれも上昇しています。

また、交際相手をもたず、かつ交際を望んでいない未婚者は、男性では全体の27.6%、女性では22.6%を占めています。一方、結婚したい交際相手のいる割合は、男性18.4%（前回20.5%）、女性27.0%（同27.3%）でした。

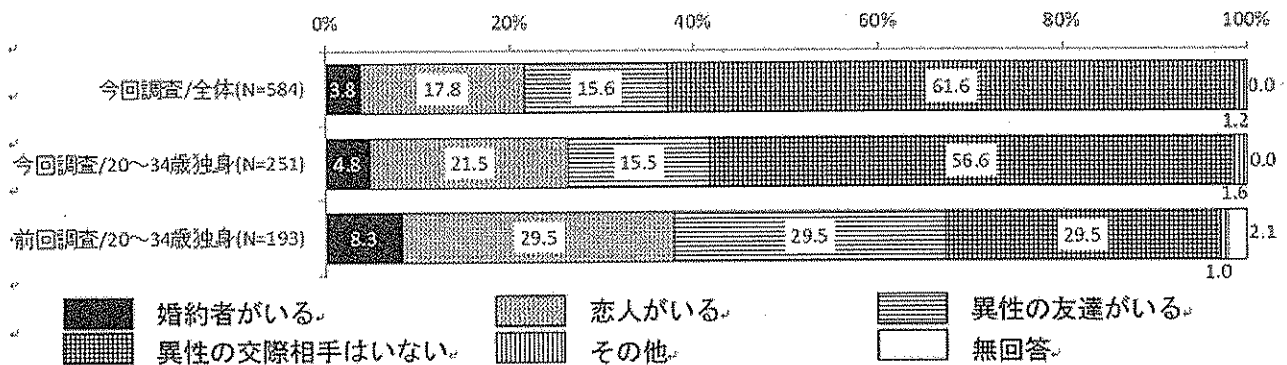
未婚者の異性との交際の状況（全国）

異性との交際 交際相手との結婚希望/交際の希望	【男性】						【女性】					
	第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)	第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)
婚約者がいる	2.0%	3.2	2.9	2.7	2.9	1.8	4.5%	3.9	3.8	3.9	4.8	3.1
恋人として交際している異性がいる	19.4	23.1	23.3	22.4	24.3	22.8	26.2	31.6	31.6	33.1	31.9	30.9
結婚したいと思っている	-	15.1	15.5	13.2	15.9	15.1	-	20.8	20.0	21.9	21.0	21.9
とくに結婚は考えていない	-	7.7	7.3	8.7	8.1	7.4	-	10.4	11.2	10.4	10.2	8.5
友人として交際している異性がいる	23.6	19.2	15.3	11.3	14.0	9.4	25.4	19.5	15.9	12.4	12.9	11.9
結婚したいと思っている	-	2.3	2.2	1.6	1.8	1.5	-	2.2	2.4	2.1	1.5	2.0
とくに結婚は考えていない	-	16.4	12.6	9.1	11.9	7.6	-	16.6	12.9	9.9	11.3	9.6
交際している異性はいない	48.6	47.3	49.8	52.8	52.2	61.4	39.5	38.9	41.9	49.3	44.7	49.5
交際を望んでいる	-	-	-	-	-	32.6	-	-	-	-	-	25.7
とくに異性との交際を望んでいない	-	-	-	-	-	27.6	-	-	-	-	-	22.6
平 詳	5.5	7.2	8.7	10.9	6.6	4.8	4.3	6.3	6.8	10.2	5.7	4.6
(可視)結婚したい交際相手あり	-	20.6	26.6	17.5	20.5	18.4	-	26.8	26.2	27.9	27.3	27.0
総 数 (18~34歳)	100.0%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(集計対象数)	(3,299)	(4,215)	(3,982)	(3,857)	(3,139)	(3,667)	(2,605)	(3,047)	(3,612)	(3,494)	(3,081)	(3,405)

資料：社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査（2013（平成25）年調査）では、20～34歳の未婚の男女のうち、異性の交際相手がいないと答えた方が56.6%でした。

異性の交際相手の有無（岡山県）



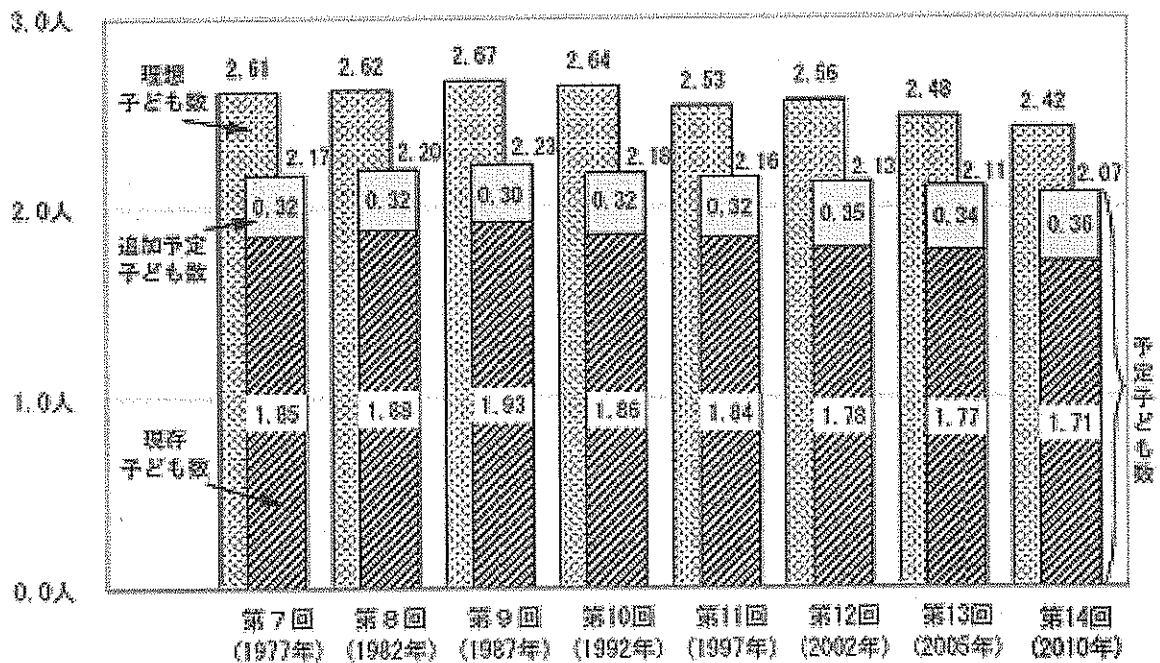
資料：岡山県民意識調査(2013調査)

(5) 出産に関する意識

社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（2010年）によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、前回の調査（2005年）に引き続き低下し、調査開始以降最も低い2.42人となっています。

また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）も、2.1を下回り、2.07人となっています。

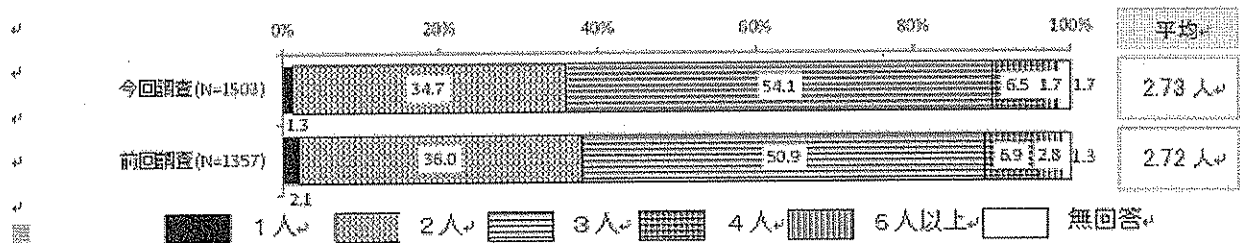
平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



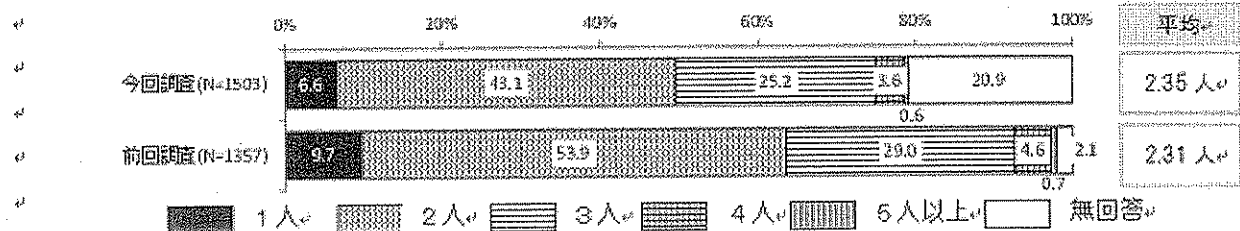
資料：社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査でも、理想子ども数2.73人に対し、予定子ども数は2.35人であり、同様に理想の子ども数が持てない状況が見えてきます。

■理想子ども数（岡山県）



■予定子ども数（岡山県）



※今回調査は数値を記載する方法に対し、前回調査は選択肢方式

資料：岡山県民意識調査(2013調査)

(6)理想とする子どもの数を持たない理由

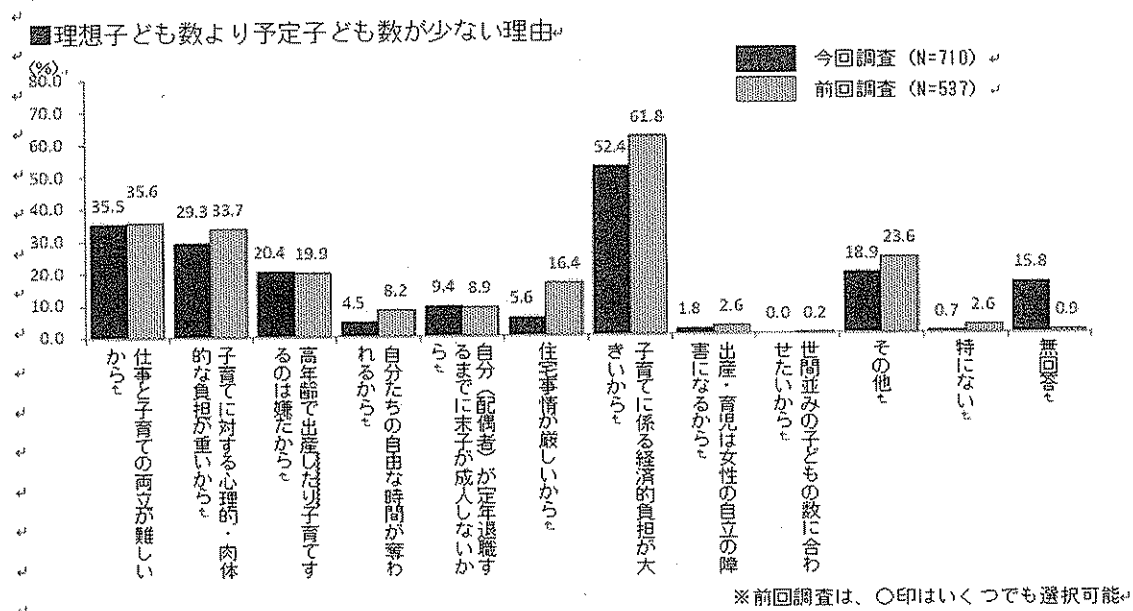
予定子ども数が理想子ども数を下回る理由、「お金がかかりすぎる」が最多

社会保障・人口問題研究所の調査では、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」でした。とりわけ30歳未満での若い世代ではこうした経済的理由を選択する割合が高く、一方、30歳代以上では、「欲しいけれどもできないから」などの年齢・身体的理由の選択率が高くなっています。

また、30歳代では「これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」という回答が他の年齢層に比べて多くなっていました。

県民意識調査でも、理想子ども数より予定子ども数が少ない理由として、「子育てに係る経済的負担が大きいから」が52.4%と最も多く、「仕事と子育ての両立が難しいから」が35.5%、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重いから」が29.3%となっており、子育て費用の負担感の大きさや親の精神的負担感（ストレス）などとともに、就労と子育ての両立の難しさが、子どもを持つ希望の実現を妨げる要因の一つとなっていることが伺えます。

資料：岡山県民意識調査(2013調査)



1人目の壁は年齢・身体的理由、3人目の壁は経済的理由

予定子ども数が理想を下回る場合、理想を3人以上としている夫婦では理想を実現できない理由として「お金がかかりすぎる」「家が狭い」といった経済的理由を挙げる割合が高く、理想が2人以下の場合には、「高齢だから」「欲しいけれどもできないから」などの年齢・身体的理由が多く挙げられています。

理想・予定子ども数の組み合わせ別にみた、
理想の子ども数を持たない理由：第14回調査(2010年) (全国)

(複数回答)

理想・予定子ども数の組み合わせ	予定子ども数が理想を下回る夫婦の内訳 (東洋経済)	理想の子ども数を持たない理由											
		経済的理由			妊娠・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
		子育てや教育にかかりすぎることから	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	家が狭いから	高齢で生むのほいや	いかりいれどもできない	健康上の理由から	両親以上、育児の心算がなれないから	夫が育児を望まないから	夫が育児を望まないから	夫が育児を望まないから	夫が育児を望まないから	子どもが成長のペースが速いから
理想1人以上予定0人	4.5% (83)	18.1%	7.2	1.2	41.0	60.2	26.5	1.2	3.6	6.0	4.8	7.2	9.6
理想2人以上予定1人	30.6 (361)	44.0	14.1	9.2	36.7	35.3	23.2	13.9	16.9	5.5	8.4	5.9	4.8
理想3人以上予定2人以上	64.9 (1,191)	71.1	18.7	17.1	34.0	9.8	16.9	20.2	11.4	9.7	7.1	7.9	5.7
総数	100.0% (1,835)	60.4%	16.8	13.2	35.1	19.3	18.6	17.4	16.9	8.3	7.4	7.2	5.6

資料：出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）

4 国の少子化対策

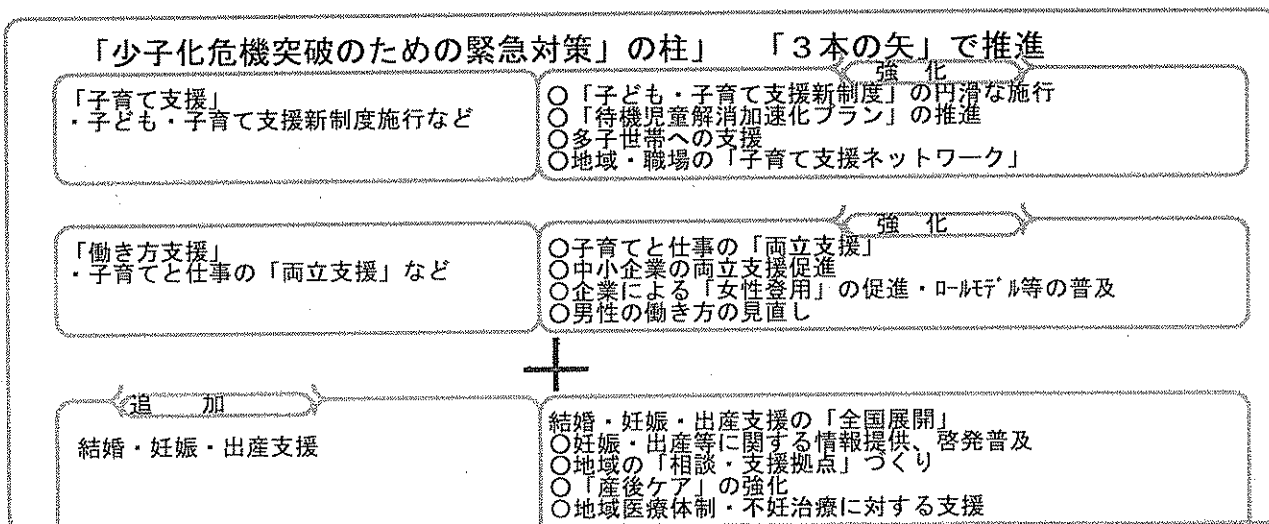
(1) 「少子化対策白書」の提言

平成26年6月、2013年版「少子化社会対策白書」が閣議決定され、女性が第1子を出産した平均年齢が30歳を超え「晩産化」が進んでいることや、生涯独身で過ごす「生涯未婚率」が過去最高になるなど、少子化の要因が指摘されています。これまで子育て支援重視の少子化対策で手薄だった結婚、妊娠、出産の課題を踏まえた支援の重要性が強調されています。

また、子育て世代の30代男性の5人に1人が週60時間以上の長時間労働をしていることが育児参加が進まない一因だとも指摘されており、少子化対策の観点からも男性の働き方や長時間労働の見直しが必要だとされています。

(2) 少子化危機突破のための緊急対策

平成26年6月内閣総理大臣を会長とする少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として推進することとされました。この少子化対策「3本の矢」により、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととしています。



(3) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針)

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針)に、中長期の課題として、人口減少問題の克服を挙げ「50年後に1億人程度の安定した人口構造の保持を目指す」との目標を掲げました。

この中で、少子化対策に関しては「子どもへの資源配分を大胆に拡充する」ことを盛り込むとともに、女性の活躍を支援する方針を示し、男女の働き方に関する制度や慣行を「抜本的に変革」する方向性を打ち出し、また、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に行政をはじめとして、国民、企業、学校、メディアなど全ての関係者が少子化危機突破の認識を共有するための取組を進めるとしています。

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の本格施行

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」といいます。))が、平成27年4月に本格スタートすることとなりました。

新制度は一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

○質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。

○保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

保育所などの施設が、行政の認可を受ける仕組みを改善・透明化することにより、施設等の設置促進や、「小規模保育」、「家庭的保育(「旧保育ママ」)」などに対する新たな財政措置を行い、保育の量や種類を増やし、待機児童を解消することを目指します。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ります。

○地域の子ども・子育て支援の充実

「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業」、「延長保育」、「妊婦検診」などのさまざまなサービスの拡充を図ります。

5 子どもを取り巻く環境の変化

近年、社会問題化しているのが、子ども虐待やひきこもり、不登校等の増加です。特に子ども虐待については、事例も複雑・深刻化しており、発生予防や早期発見・早期対応への重点的な取組が必要となっています。

また、核家族化の進行や地域での家庭の孤立化により、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や地域社会の子どもを育てる力の低下が一層顕著になっており、子どもが自立した若者へ成長していくために必要な人と直接ふれあうことによって養われる「豊かな心」や「安定した情緒」がはぐくみにくい環境にあります。

さらに、若年無業者(注1)の増大や不安定就労の拡大とともに、学校を卒業あるいは中退した後、就職や進学という道を選ばず、その意欲を持つことが難しい状況に陥る、いわゆるニート(注2)の状態にある若者が多数存在することが懸念されており、一人ひとりの抱えている問題をよく把握し、職業意識の醸成や基礎的な能力の養成、社会適応支援などの包括的な支援を行うことにより、本来の意欲と能力を発揮できるよう後押しすることが重要とされています。

また、厚生労働省が行った国民生活基礎調査では、2012(平成24)年の「子どもの貧困率(注3)は16.3%と、調査を始めた1985(昭和60)年以降最も高くなるなど、「貧困の連鎖」を断ち切ることが課題となっています。

平成25年6月に、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが穏やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布されました。

(注1)若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

(注2)ニート：「ニート(NEET)」とは、Not in Employment(雇用), Education(教育)or Training(訓練)の頭文字をとったもの。

「ニートの状態にある若者」とは、無業者のうち、通学も家事もしていない34歳程度までの若者のこと。

(注3)子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める貧困線(等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯全員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額)に満たない17歳以下の子どもの割合(相対的貧困率)

6 岡山県の少子化対策

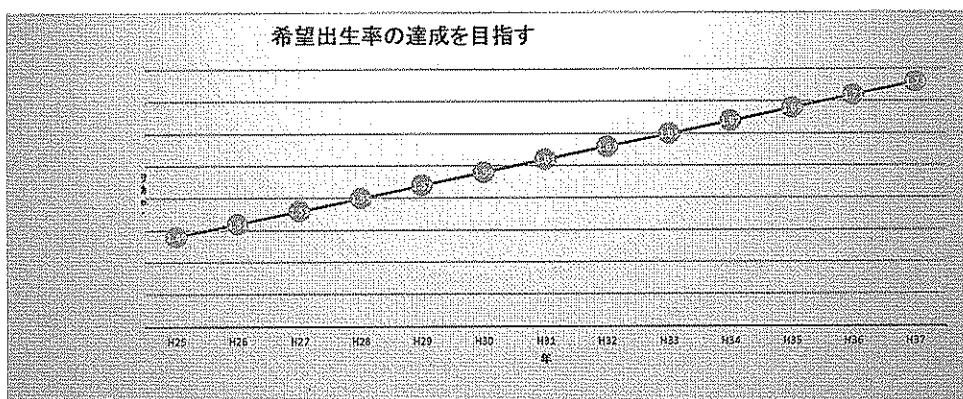
厚生労働省の2011年の統計によると、日本の全出生数の97.8%が嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の割合は約2%となっています（「出生に関する統計」）。このように子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半である我が国において、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることとなります。

未婚化や晩婚化が進んでいる要因は様々ですが、男女の出会いの機会の減少、恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下や非正規雇用の拡大など経済的基盤の不安定などが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、これまで少子化対策は、主として「子育て支援策」を中心に取り組まれてきましたが、その重要性は変わらないものの、今後は、結婚するか否か、子どもを持つか否か等、自由な選択を尊重することを十分認識したうえで、結婚したい人が結婚できる環境、子どもを産みたい人が産みたいときに産める環境づくりを進めるため「結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり」を基本目標のひとつに加え、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージに合わせ、気運の醸成なども含めた様々な取り組みを、子育て支援策と複合的に行うことが重要であると考えます。

また、「岡山いきいき子どもプラン2015」においては、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のための総合的な施策を推進し、施策の効果を検証するため県民が望む理想の子ども数を実現する希望出生率の達成を目標の一つとして掲げたいと考えます。具体的には、平成25年に3年ぶりに0.02ポイント上昇した出生率をプラン期間中の5年間毎年維持し、プラン最終年に1.61を目指すものとします。

さらに長期的には、5年間の施策をさらに充実強化することにより、本県の希望出生率1.72(注)を平成37年までに達成することを目指します。



(注)岡山県の希望出生率 (H25県民意識調査の結果データにより算出)

$((\text{既婚者割合} \times \text{平均予定子ども数}) + (\text{未婚者割合} \times \text{未婚結婚希望割合} \times \text{平均希望子ども数理想子ども数})) \times \text{離別等効果}$

第3章 策定に当たって

1 個別事業の目標事業量の達成状況

前プランでは、県全体での取組をより具体化するため、基本目標ごとに主な事業・施策について2014（平成26）年度を目標年次とする目標事業量等を設定していました。

その主なものの2013（平成25）年度までの達成状況は次のとおりです。

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	20年度	25年度	増減	26年度 目標値
	計画時点数値	実績		
1歳6か月健康診査受診率	89.8%	92.7%	2.9%	100.0%
3歳児健康診査受診率	85.6%	90.4%	4.8%	100.0%
新生児聴覚検査の受診率	82.8%	89.0%	6.2%	100.0%
1歳6か月児の虫歯有病率	2.2%	1.6%	△0.6%	1.5%
3歳児の虫歯有病率	24.4%	20.9%	△3.5%	20.0%
公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合	26.0%	95.5%	69.5%	100.0%
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校/年	80校/年	59校/年	50校/年
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒の数	3,928人/年	5,172人/年	1,244人/年	4,500人/年
公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合	44.7%	51.8%	7.1%	47.0%

II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

項 目	20年度	25年度	増減	26年度 目標値
	計画時点数値	実績		
ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）の協賛店舗数	1,710店舗	2,193店舗	483店舗	3,000店舗
放課後子ども教室実施か所数	161か所	218か所	57か所	200か所
子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数	234法人	355法人	121法人	330法人
地域子育て支援拠点実施か所数	90か所	113か所	23か所	110か所

その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合	92.6%	96.2%	3.6%	95.0%
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合	小学校78.9% 中学校62.8%	73.2% 70.6%	△5.7% 7.8%	85.0% 75.0%
様々な体験学習に参加した青少年の数	121,593 人/年	137,337 人/年	15,744 人/年	133,000 人/年
公立保育所・幼稚園と連携を図っている公立小学校の割合	90.5%	99.0%	8.5%	95%
UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数	170人	360人	190人	400人
公立学校で情報モラルを指導できる教員の割合	62.3%	89.6%	27.3%	95.0%
ももたろう交通安全クラブ設置率	46.6%	64.4%	17.8%	50.0%
地域安全マップ作製小学校の割合	60.8%	100.0%	39.2%	100.0%

Ⅲ 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり

項 目	20年度	25年度	増減	26年度 目標値
	計画時点数値	実績		
家庭教育相談員の養成数	690人	869人	179人	870人
2歳までに麻しんの予防接種を終了している子どもの割合	87.3%	90.0%	2.7%	95.0%
通常保育の子どもの数(4月1日現在)	38,232人	40,752人	2,520人	40,127人
特定保育実施か所数	1か所	4か所	3か所	6か所
延長保育実施か所数	287か所	312か所	25か所	321か所
夜間保育実施か所数	2か所	2か所	0か所	2か所
休日保育実施か所数	23か所	25か所	2か所	34か所
病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)実施か所数	14か所	18か所	4か所	24か所
病児・病後児保育(体調不良児対応型)実施か所数	15か所	16か所	1か所	26か所

一時預かり実施か所数	165か所	172か所	7か所	172か所
放課後児童クラブ実施か所数	338か所	415か所	77か所	406か所
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	156社	515社	359社	500社
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数	8か所	11か所	3か所	13か所
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	12市町村	15市町村	3市町村	15市町村
農家における家族経営協定締結戸数	352戸	499戸	147戸	430戸

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	20年度	25年度	増減	26年度 目標値
	計画時点数値	実績		
児童家庭支援センター設置か所数	0か所	1か所	1か所	1か所
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	8施設	9施設	1か所	10施設
自立援助ホーム設置か所数	0か所	4か所	4か所	4か所
里親及びファミリーホームへの委託率	5.3%	14.2%	8.9%	6.0%
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）設置か所数	0か所	5か所	5か所	3か所
個別の教育支援計画を作成している公立学校の割合	小学校 41% 中学校 45% 高等学校 2%	70.6% 77.3% 57.6%	29.6% 32.3% 55.6%	100.0% 100.0% 80.0%
発達障害者支援体制整備事業（市町村支援体制整備事業）実施市町村数〔累計〕	4市町村	17市町村	13市町村	13市町村
ひとり親家庭支援センターからの就職決定件数	24人/年	22人/年	△2人	25人/年

目標事業量等を設定した事業・施策については、多くは目標達成に向けて着実に推移しており、一定の成果があったと考えられます。

2 県民意識調査結果

2013（平成25）年12月に、県内在住の20歳から49歳までの男女、小学3年生以下の子どもを持つ保護者を対象に、少子化や結婚観、行政サービスへのニーズや要望等に関する県民意識調査を実施し、前プラン策定時（2008（平成20）年）の調査結果と比較しました。その主なものは次のとおりです。

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	20年	25年	増減
子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」）人の割合	63.6%	68.9%	5.3%
子どもの成長が喜びであると感じている人の割合	88.0%	76.2%	△11.8%
父親が子育てにかかわっている割合	78.6%	85.0%	6.4%
【20～34歳独身者調査】 いずれ（「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつければ」）結婚したい人の割合	76.7%	61.4%	△15.3%

II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

項 目	20年	25年	増減
【一般県民調査】 日本で子どもの数が減っていることについて心配と感じている（「非常に心配」、「少し心配」）人の割合	88.6%	80.1%	△8.5%
子どもの世話を頼める身近な親族、友人、知人がいる人の割合	87.1%	89.1%	2.0%
子育てに関する情報源や相談相手として「友人・知人・隣近所の人」と回答した人の割合	77.6%	68.0%	△9.6%
「子育てに自信がなくなることがある」という人の割合	66.8%	71.1%	4.3%

III 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり

項 目	20年	25年	増減
子どもが高熱を出すなど急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった人の割合	17.0%	15.2%	△1.8%
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合	61.8%	52.4%	△9.4%
平日に19時までに帰宅する父親の割合	27.3%	27.1%	△0.2%
仕事と子育ての両立のために「子育てに対する職場の理解」が必要と回答した人の割合	87.6%	70.9%	△16.7%

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	20年	25年	増減
子どもを虐待しているのではないかと思う（「よくある」、「時々ある」）人の割合	9.1%	11.8%	2.7%
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.3%	0.3%	0.0%
【ひとり親家庭調査】 家計について困っていると回答した人の割合	50.0%	60.0%	10.0%
【ひとり親家庭調査】 相談相手がいると回答した人の割合	57.1%	55.6%	△1.5%

仕事と子育ての両立のために「子育てに対する職場の理解が」必要と回答した人及び父親が子育てにかかわっている割合が増加するなど、子育てに対する周辺の理解は広が

ってきているものの、結婚したい人の割合が大きく減少するなど、少子化及び結婚に対する施策を一層発展・強化させる必要があると考えられます。

3 県民意識調査結果の解析

今回の県民意識調査の実施に際しては、岡山大学大学院と協働し、質問項目の設定や分析を行いました。

岡山大学大学院環境生命科学研究科 頼藤貴志 准教授
「県民意識調査の再解析結果より」

■現状など

- ・岡山県合計特殊出生率1.49（2013）：中国地方の中で最も低い、例：広島県1.57
但し平成20-24年の出生率は岡山市1.44 vs 広島市1.46（岡山県1.49 vs 広島県1.54）
岡山県内でも地域差あり。例：真庭保健所 平成20-24年1.73
- ・全国的に、晩婚化・晩産化の進展（動態統計より）
平均初婚男性婚姻年齢（2012）：全国30.8、岡山県30.2、広島県30.2
平均初婚女性婚姻年齢（2012）：全国29.2、岡山県28.6、広島県28.7
平均初産年齢（男性）（2012）：全国32.3、岡山県31.6、広島県31.8
平均初産年齢（女性）（2012）：全国30.3、岡山県29.5、広島県29.8
*岡山県は男女とも、中国地方の中では山口県について初産年齢は低い
- ・高校生の少子化・結婚に関する意識調査：結婚希望年齢は26歳
- ・平成26年3月岡山県県民意識調査では、未婚者において交際相手なし78%、結婚願望なし47%。交際相手がいる人の中でも結婚願望なし37%。また、子どものいる世帯においては、現在の子どもの数の平均は2.2人、理想子ども数は2.7人で、0.5人の差があった。

■意識調査の再解析結果より

◆交際・結婚関連

- ・就業形態が不安定なこと、年収が低いこと、経済的なゆとりがないことが異性の交際相手の有無や結婚願望の有無にマイナスに働いていた
- ・都市型の傾向か、岡山市では交際相手がいる人の中での結婚願望なしが高かった（43%）

◆出生関連

- ・既婚者においては、男性では就業が安定しているほど、年収が高いほど子どもがいる割合が高くなっていった。逆に女性では、就労しながら子どもを持つ、子どもを持った後に就労を続けるということの難しさを示していた。また、男女とも、子どもを持つことにより、経済的なゆとりがないと感じるようになっていった。
- ・更に、父親の所得が低いほど、父親の就業形態が不安定なほど、子どもの数が少なくなり、理想の子ども数との乖離も大きくなっていった。逆に、女性では、働きながら多くの子どもを持つことの難しさを示していた。
- ・また、父親の帰宅が早い、3世代世帯、近くに気軽に世話を頼める人がいるなどサポートを受けられる環境の人の方が、子どもを多く持っており、子どもの数が増えるほど、母親の育児に関するストレスが増加していた。

■提案

- ・出会いの場だけではなく、結婚したいと思える環境づくり
- ・結婚や子育てに関する楽しいイメージの普及や晩産化の弊害など正しい知識の提供
- ・子育て世代への経済的支援
- ・出産・育児する女性への経済的サポート、復職支援
- ・父親や家族の子育てへの参加の促進と社会全体での子育て支援
- ・子どもを持つことによるインセンティブの付与

4 意見等の聴取

2014（平成26）年2月から2015（平成27）年1月にかけて、岡山県子ども・子育て会議を開催するとともに、パブリックコメント等を通じ県民の皆さんの御意見等を聴取しました。

(1)岡山県子ども・子育て会議の開催

- 第1回 平成26年2月19日
- 第2回 平成26年5月14日
- 第3回 平成26年7月24日
- 第4回 平成26年11月5日
- 第5回 平成27年1月

(2)パブリックコメントの実施

平成27年1月～

第4章 計画の概要

1 基本理念

岡山県の特性を踏まえた上で、県民誰もが共感できるプランの基本理念を設定します。

— 全ての子どもたちが晴れやかな笑顔で暮らす生き生き岡山を目指して —

2 基本的考え方

無限の可能性を秘めた子どもたちが、いきいきと主体的に育つことのできる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会です。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの幸せの視点に立って、次代を担う全ての子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

また、岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、子育て家庭を中心として、行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら子育て支援に取り組むことにより、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

3 体系

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり

- 1 結婚を希望する若者の希望をかなえる環境づくりの推進
 - (1) 出会いのための環境づくりの推進
 - (2) 結婚をサポートする体制の充実
 - (3) 結婚・子育てに関して気運の醸成を図る
- 2 子どもを生みたい人が出産できる環境づくりの推進
 - (1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供
 - (2) 不妊に悩む方への支援の充実

II 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

- 1 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進
 - (1) 早い時期からの子育て支援
 - (2) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援の充実
 - (3) 子どもの健やかな育ちへの支援と思春期からの健康づくり支援の充実
 - (4) 妊婦の健康や親子を見守りはぐくむ地域づくり
- 2 家庭の子育て力の充実
 - (1) 次代の親の育成
 - (2) 家庭の教育力の向上
 - (3) 男女共同参画による子育ての推進
- 3 食の安全・安心の確保と食育の推進
 - (1) 食の安全・安心の確保
 - (2) 食育の推進

III みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

- 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (2) 地域の教育力の向上
- 2 地域ぐるみの子育て支援の推進
 - (1) 子育て支援ネットワークの充実
 - (2) 子育て支援組織の育成
 - (3) ふれあいの拠点づくり
 - (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
 - (5) 地域における人材の養成・確保
 - (6) 子育てサービス情報の発信
- 3 子ども・若者の生きる力の育成
 - (1) 地域・世代間交流の促進
 - (2) 社会参加活動への支援
 - (3) 学校教育の推進
 - (4) 若者の就職支援
 - (5) 困難を有する子どもや若者の支援
- 4 安全・安心な子育て環境の整備
 - (1) 安全な遊び場の整備
 - (2) 安全な生活環境の整備
 - (3) 安心な社会環境づくり

IV 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

- 1 子育て相談体制の充実
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) 子育て支援情報の提供

- 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
 - (1) 周産期・小児医療対策の充実
 - (2) 小児慢性特定疾病の医療の充実
 - (3) 感染症対策の推進
- 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備
 - (1) 児童手当等の支給
 - (2) 医療費、教育費の負担軽減
 - (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保
- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (1) 企業の意識改革への取組
 - (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
 - (3) 再就職への支援
- 5 幼児期の学校教育・保育の拡充等による子ども・子育て支援新制度の推進
 - (1) 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行と実施
 - (2) きめ細かな保育の拡充
 - (3) 放課後児童クラブの拡充
 - (4) 多様なニーズに対応できる人材の養成・確保
 - (5) 教育・保育の確保方策等
 - (6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

V 子どもをまもり支援する体制づくり

- 1 子ども虐待防止対策の充実
 - (1) 児童相談所の体制の強化
 - (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
 - (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
 - (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- 2 社会的養護体制の充実
 - (1) 家庭的養護の推進
 - (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
 - (3) 自立支援の充実
 - (4) 家族支援及び地域支援の充実
 - (5) 子どもの権利擁護の推進
- 3 障害のある子どもへの施策の充実
 - (1) 障害のある子どもの支援
 - (2) 発達障害のある子どもの支援
- 4 ひとり親家庭の自立支援
 - (1) 就業支援の強化
 - (2) 相談機能の強化
 - (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携
- 5 子どもの貧困対策の推進
 - (1) 教育の支援
 - (2) 生活の支援
 - (3) 保護者の就労支援
 - (4) 経済的支援
 - (5) その他

4 目標事業量の設定

「岡山いきいき子どもプラン2015」では、主要な事業・施策に目標事業量を設定して進捗状況を点検・評価します。

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり

項 目	現 状 (H25)	目標事業量 (H31年度)	担 当 課
出会いのための環境づくり事業参加者の成婚数	0組	10組	子ども未来課
結婚サポーターの登録人数	0人	1,200人	子ども未来課

II 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	現 状 (H25)	目標事業量 (H31年度)	担 当 課
1歳6か月児の健康診査受診率	93.2%	96.0%	健康推進課
3歳児健康診査受診率	90.2%	94.0%	健康推進課
新生児聴覚検査の受診率	88.9%	100.0%	健康推進課

III みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

項 目	現 状 (H25)	目標事業量 (H31年度)	担 当 課
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援カード)協賛店舗数	2,193店舗	2,700店舗	子ども未来課
学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合	82.0%	100.0%	生涯学習課
地域子育て支援拠点実施か所数	168か所	200か所	子ども未来課
その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合	96.2%	98.0%	生徒指導推進室
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合	小学校 73.2% 中学校 70.6%	87.7% 83.9%	生徒指導推進室
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	80校/年	90校/年	義務教育課
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒率	14.2%	16.0%	高校教育課
ももたろう交通安全クラブ設置率	64.4%	70%	くらし安全課
子ども110番セーフティコーン設置校数	191校	250校	くらし安全課
公立学校の耐震化率	80.9%	100%	財務課

IV 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

項 目	現 状 (H25)	目標事業量 (H31年度)	担 当 課
家庭教育相談員の養成数	869人	980人	生涯学習課
2歳までに麻疹・風しんの予防接種を終了している子どもの割合	麻疹94.5% 風しん94.5%	95%	健康推進課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	515社	700社	子ども未来課
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数	11か所	13か所	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	15市町	17市町	労働雇用政策課
病児・病後児保育実施か所数	34か所	60か所	子ども未来課
放課後児童クラブ実施か所数	415か所	市町村で検討中	子ども未来課

V 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	現 状 (H25)	目標事業量 (H31年度)	担 当 課
児童虐待による死亡事例数	3人	0人	子ども未来課
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	9施設	11施設	子ども未来課
自立援助ホーム設置か所数	3か所	4か所	子ども未来課

里親等への委託率	13.0%	22.0%	子ども未来課
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 設置か所数	5か所	7か所	子ども未来課
施設内小規模化グループ数	13グループ	33グループ	子ども未来課
個別の教育支援計画を作成している児童生徒の割合			特別支援教育課
小学校	18.7%	100.0%	
中学校	13.2%	100.0%	
高等学校	14.1%	100.0%	
発達障害者支援体制整備事業（市町村支援体制整備事業）実施市町村数〔累計〕	17市町村	26市町村	障害福祉課
ひとり親家庭支援センターからの就職決定件数	19人/年	25人/年	子ども未来課

5 成果目標の設定

また、子どもと子育て家庭の視点に立った成果目標を設定し、計画全体の点検・評価を行います。

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
岡山県の合計特殊出生率	(H25) 1.49	(H31) 1.61	人口動態統計

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
【20～34歳独身者調査】 いずれ（「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつければ」）結婚したい人の割合	61.4%	75%	県民意識調査
【20～34歳独身者調査】 妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	50.2%	70%	県民意識調査

II 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
十代の人工妊娠中絶率（15歳以上20歳未満女子の人口千対）	6.4人 (H24)	減 少	衛生行政報告例
10本以上むし歯を持つ3歳児の割合	0.9%	1%以下	母子保健事業実施状況報告
子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」）人の割合	68.9%	75%	県民意識調査
父親が子育てに関わっている割合	85.0%	100%	県民意識調査

III みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合	76.2%	100%	県民意識調査
子どもの世話を頼める親族・友人・知人が「いる」人の割合	89.1%	95%	県民意識調査
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合	71.1%	60%	県民意識調査

「近所の人に出会ったときはあいさつをしている」と回答した生徒の割合	67.8%	76.2%	岡山県学力・学習状況調査
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒の割合			全国体力・運動能力、生活習慣等調査
小学校男子	9.0%	6.6%	
小学校女子	21.3%	15.4%	
中学校男子	11.0%	6.3%	
中学校女子	32.1%	22.8%	

IV 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.3%	0%	県民意識調査
周産期死亡率（出産千対）	3.4人 （全国13位） （H25）	全国1位	人口動態統計
新生児死亡率（出生千対）	0.9人 （全国13位） （H25）	全国1位	人口動態統計
乳児（1歳未満）死亡率（出生千対）	2.0人 （全国17位） （H25）	全国1位	人口動態統計
子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった人の割合	15.2%	0%	県民意識調査
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合	52.4%	50%	県民意識調査
平日に19時までに帰宅する父親の割合	27.1%	40%	県民意識調査
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合	36.5%	25%	県民意識調査

V 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
家計について「困っている」と回答した人の割合【ひとり親家庭調査】	60.0%	25%	県民意識調査
「相談相手がいる」と回答した人の割合【ひとり親家庭調査】	55.6%	70%	県民意識調査

第5章 計画の内容

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり

結婚するか否か、また、子どもを持つか否か等、自由な選択を尊重し、結婚したい人、子どもを産みたい人が、結婚・出産し、安心して子育てできるような環境づくりを目指します。

1 結婚を希望する若者の希望をかなえる環境づくりの推進

〈施策の方向〉

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、一方で、希望しても結婚できない若者が増加しており、その要因として、男女の出会いの機会の減少や恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下などが指摘されています。

結婚を希望する方に出会いの場を提供するとともに、未婚化・晩婚化・晩産化の現状を県民皆様に理解いただき、若者の結婚を応援する運動を県民をあげて推進します。

〈重点施策〉

(1) 出会いのための環境づくりの推進

交際に向けたスキルアップセミナーや交際のきっかけとなる交流会、カウンセリングやフォローアップを行うなど結婚に結びつく素敵な出会いの場を提供します。

(2) 結婚をサポートする体制の充実

① 結婚の希望をかなえる運動の展開

結婚を希望する方を応援する運動を県民あげて推進します。

② 結婚サポーターの募集・養成

結婚を応援してくれる方を結婚サポーターとして登録し、サポーター相互の情報交換やスキルアップ講座を行い、成婚につながる活動を支援します。

③ 情報の提供

結婚を希望する若者に、LINEやポータルサイトを活用し、市町村等で実施している結婚支援事業をはじめ各地の結婚支援情報を発信します。

④ 結婚相談の実施

登録結婚サポーターや市町村の結婚相談所と連携し、結婚の相談に訪れる若者や親族の相談に対応します。

(3) 結婚・子育てに関して気運の醸成を図る

個人の意思を尊重しつつ、結婚や出産、子育ての素晴らしさ等について、結婚サポートセンターや子育て同盟等の活動を通じて、ポジティブ・キャンペーンを行います。

〈目標事業量〉

項目	現状(H25)	目標事業量(H31)	担当課
出会いのための環境づくり事業 参加者の成婚数	0組	10組	子ども未来課
結婚サポーターの登録人数	0人	1,200人	子ども未来課

〈成果目標〉

項目	現状	成果目標	調査等
【20～34歳独身者調査】 いずれ(「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、 「理想的な相手がみつかれば」)結婚したい人の割合	61.4%	75.0%	県民意識調査

2 子どもを生みたい人が出産できる環境づくりの推進

〈施策の方向〉

若い世代に妊娠・出産・不妊等についての正しい知識を身につけてもらうため、妊娠に関する普及啓発を行うとともに、不妊に関する相談や不妊治療に要する費用について経済的な支援を行います。

〈重点施策〉

(1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供

妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠、出産についての正しい知識を、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。

(2) 不妊に悩む方への支援の充実

不妊に悩む方々に対し、不妊専門相談センター等の相談窓口で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を行い、精神的負担の軽減を図るとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
【20～34歳独身者調査】		50.2%	70.0%	県民意識調査
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合				

Ⅱ 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

子どもは家庭で育つことが基本であり、妊娠から出産をはじめとして、それぞれの発達段階に応じた育ちを支援できるように、子どもの心と体をはぐくむ家庭づくりを目指します。

1 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

〈施策の方向〉

子どもの心と体をはぐくみ、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。岡山県では、充実した医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、県と市町村が連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、妊娠に気づいたときから相談、支援が受けられる体制の整備や子どもの心と体の健やかな育ちの促進や育児不安の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため、地域の実情に応じた事業に取り組みます。

〈重点施策〉

(1) 早い時期からの子育て支援

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行っています。さらに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う乳児家庭全戸訪問事業と、適切な養育が行われることを目的に、支援が必要な家庭を継続して訪問する養育支援訪問事業を行うことで、早い時期からの子育て支援に努めます。

(2) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援の充実

妊娠を考えた時から相談や支援が受けられ、多くの人との関わりの中で、主体的に妊娠・出産・育児に取り組み、親が「育児は自分の成長につながる。親になってよかった。」という実感が持てるような支援をめざします。

① 妊娠・出産の希望をかなえるための支援が受けられる

母子健康手帳交付時の十分な母子保健情報の提供や、相談に応じられる人材の育成などに努めます。

また、市町村による妊婦健康診査の助成の周知や、不妊に悩む方への治療費の一部の助成など、経済的な支援も行います。

② 妊娠・出産・育児において希望するケアが必要な時に受けられる

保健所、市町村等やおかやま妊娠・出産サポートセンターにより妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談や支援を行います。また、特に不妊に悩む方については、岡山県不妊専門相談センターで専門相談やカウンセリングを行います。

また、親としての力が発揮できるよう、産後うつなどの予防や早期支援を行うとともに、育児不安の軽減につながる母子保健サービスの提供をめざします。

③ 安全、安心に妊娠・出産・産褥期が過ごせる

妊婦やパートナーへの食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、医療機関と保健所、市町村の連携によるハイリスク妊産婦の支援を行います。

(3) 子どもの健やかな育ちへの支援と思春期からの健康づくり支援の充実

親をはじめ、家族や周囲の人から大切な存在として認められて生まれ、成長し、子ども自身が「生まれてきてよかった」と感じられるような親子支援を行います。

また、豊かな人生を送るために、思春期から自分の命や健康、妊娠・出産などについて

て学べる環境づくりをすすめます。

①子どもの健やかな育ちを守るための支援が受けられる

乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子ども全ての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。

また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充実をめざします。

②健やかな成長を促す母子保健サービスが提供される

保健所や市町村で行われている母子保健サービスが充実するよう事業評価を実施するとともに、乳幼児健康診査等でのスクリーニング技術の一層の向上をめざします。

先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。

③子どもの心と体が成長できる機会が提供される

地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている親子が相談や交流ができる場の増加をめざします。

④若い世代が、思春期の健康づくりや将来親になるための健康づくりについて学び、行動できる

教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座を開催したり、乳幼児とふれ合う機会を提供します。また、大学生や社会人などが自らのライフプランの一助となるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の情報提供を行います。

(4)妊婦の健康や親子を見守りはぐくむ地域づくり

周囲から孤立した中での妊娠・出産・育児とならないよう、関係機関が連携し、妊婦や親子を取りまく温かな地域づくりをめざします。

①妊娠・出産・育児をしている親子に配慮してもらえる環境づくり

母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発に努め、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりをめざします。

また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなどの支援の充実を図ります。

②多くの人と交流し、支援を受けながら育児ができる

地域の子育てに関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。

また、パートナーの育児参加の促進や、保健師などの支援が気軽に受けられるような情報提供を行うなどにより、妊娠・出産・育児への悩みを1人で抱え込まない環境づくりを行います。

〈目標事業量〉

項 目	現状	目標事業量(H31)	担当課
1歳6か月児の健康診査受診率	93.2%	96.0%	健康推進課
3歳児健康診査受診率	90.2%	94.0%	健康推進課
新生児聴覚検査の受診率	88.9%	100.0%	健康推進課

〈成果目標〉

項 目	現状	成果目標	調査等
十代の人工妊娠中絶率（15歳以上20歳未満女子の人口千対）	6.4人 (H24)	減少	衛生行政報告例
10本以上むし歯を持つ3歳児の割合	0.9%	1%以下	母子保健事業実施状況報告

2 家庭の子育て力の充実

〈施策の方向〉

核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されています。

家庭教育については、本来、保護者の責任、判断、価値観等に基づいて行われるべきものですが、過保護や過干渉、無責任な放任など、家庭教育をめぐる様々な問題が深刻さを増していることから、家庭の教育力を高めるための支援を進めるとともに、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

〈重点施策〉

(1) 次代の親の育成

子どもは次代の親になるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

特に、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

(2) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心の育成等全ての教育の出発点となる重要なものです。

育児不安や子どもへの虐待の背景として、子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等の多くの要因の中で、家庭教育支援の必要性も強く指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設での家庭教育に関する講座等をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの保護者が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行い、保護者自身の自主的な気づきを促したり、保護者同士の人間関係の構築を促進したりするよう努めます。

また、地域や学校と連携して「早ね、早おき、朝ごはん」等の規則正しい生活リズムを定着させる取組を推進します。

さらに、子どもに保護者の働く姿を見せる「子ども参観日」等を通じて、家庭でのふれあいを深める取組を推進します。

(3) 男女共同参画による子育ての推進

家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。

家庭における男女共同参画を進めていくため、従来の夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的な役割分担意識を解消し、具体的な行動を促していくとともに、男女が共に家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多し」）人の割合		68.9%	75.0%	県民意識調査
父親が子育てに関わっている割合		85.0%	100.0%	県民意識調査

3 食の安全・安心の確保と食育の推進

〈施策の方向〉

妊娠期の適切な食生活に関する情報提供、乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着等により、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる子どもの心身の健全育成を図ります。

そのため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

〈重点施策〉

(1) 食の安全・安心の確保

食に関する様々な情報が氾濫する中で、県民自らが食に対する正しい知識や安全で安心な食品を選択できる力を身につけることが重要です。

このため、食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

(2) 食育の推進

食育は、家庭だけでなく、地域、学校、生産流通など様々な食育の関係者が連携して取り組む必要があることから、保健福祉、教育、農林水産等の様々な分野が連携し、食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進し、保育所、幼稚園、学校等子どもの食に関する関係機関との連携を進めます。

また、学校給食等において地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもの望ましい食習慣を育成します。

さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。

Ⅲ みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

〈施策の方向〉

少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、少子化のもたらす様々な影響や子どもがいきいきと健やかに育ち、子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。

また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援します。

そのためには、子育てを喜び合えるような気運の醸成に努めるとともに、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に推進します。

〈重点施策〉

(1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成

地域、学校、企業等、県民みんなで子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、子育て夢づくり応援キャンペーン事業や、ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）普及啓発事業等を実施するとともに、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体をはじめとする関係機関と連携・協働することで社会全体の気運の醸成を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

また、子どもや妊娠中の方を始め誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン(注)に配慮した地域社会づくりを目指します。

さらに、全ての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通して子どもの権利に関する啓発活動を推進します。

(2) 地域の教育力の向上

近年の核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、子どもを取り巻く地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもが幅広い人間性を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。

また、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域で守り育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

〈目標事業量〉

項	目	現状	目標事業量(H31)	担当課
ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）協賛店舗数		2,193店舗	2,700店舗	子ども未来課
学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合		82.0%	100.0%	生涯学習課

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合		76.2%	100.0%	県民意識調査

(注)ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（全ての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、全ての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

2 地域ぐるみの子育て支援の推進

〈施策の方向〉

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、多様な子育て資源の掘り起こしや地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、全ての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

〈重点施策〉

(1) 子育て支援ネットワークの充実

児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職などの地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

さらに、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

(2) 子育て支援組織の育成

親子（母親）クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークルなど、地域の子育て支援組織の育成を図ります。

また、子育て中の労働者や主婦を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター(注1)事業が拡充され、内容の充実が図られるよう支援に努めます。

(3) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点(注2)の増加を図るとともに、子育て支援のコーディネーターとしての役割が果たせるよう、地域の様々な子育て支援関係者とのネットワーク化を推進します。

また、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(4) 多様な子育て資源の掘り起こし

大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う子育てカレッジについて、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援します。

また、子育て支援に関心を持つ様々な企業や団体等に積極的に情報提供を行い、多様な子育て資源の掘り起こしを行うことで、県民みんなが子育てを応援する取組の一層の拡大を図ります。

(5) 地域における人材の養成・確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー」(注3)など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

また、共働き家庭が増える中、孫育てに積極的な「イクジイ」「イクバア」の力が必要とされていることから、子育てカレッジや市町村とも連携しながら、孫育てへの参画を促します。

(6) 子育てサービス情報の発信

地域において様々な形で行われている子育て支援に関する情報が、必要な家庭にタイムリーに届くよう、子育てサービス情報の発信に努めます。

〈目標事業量〉

項	目	現状	目標事業量	担当課
地域子育て支援拠点実施か所数		168箇所	200箇所	子ども未来課

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
子どもの世話を頼める親族・友人・知人が「いる」人の割合		89.1%	95.0%	県民意識調査
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合		71.1%	60.0%	県民意識調査

(注1)ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

(注2)地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行う施設や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供する施設などがある。

(注3)子育てサポーターリーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

3 子ども・若者の生きる力の育成

〈施策の方向〉

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもたちはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進め、子どもの社会参加を支援するとともに、子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

〈重点施策〉

(1) 地域・世代間交流の促進

子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携のもとに、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

(2) 社会参加活動への支援

地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。

また、家庭、学校、地域等が協働して、青少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難を抱える子どもの立ち直りを支援します。

(3) 学校教育の推進

① 確かな学力の向上

子どもたちの生活習慣や学習習慣等の改善、学習環境の整備、教員の指導力の向上を図るなど、学校力を高め、基礎学力の定着と才能のさらなる伸長を目指します。

② 豊かな心の育成

子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操をはぐくむため、学校教育全体を通じて、さまざまな体験活動等と関連させた道徳教育の充実を図るとともに、あいさつ運動など学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校等に効果的に対応するため、スクールカウンセラー(注1)等、教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー(注2)等を活用した、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを推進します。

さらに、支援員の配置等により、問題行動や不登校等の未然防止や早期対応の取組の強化に努めます。

③ 健やかな体の育成

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実を図るとともに、地域との連携による運動部活動の活性化に努めます。

④ 今日的な課題に対応した教育の推進

社会情勢が大きく変化する中、子どもたちが変化に対応していく力をはぐくむため、情報化や国際化に対応した教育、科学技術教育など、今日的な課題に対応した教育を推進します。

⑤ 学校・家庭・地域の連携

学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援の実施を通して、地域ぐるみで子どもを育てる体制整備に取り組み、学校・家庭・地域の相互連携を推進します。

また、地域の人材・企業・団体等を活用し、学校教育への支援や不登校の子ども・その保護者への支援を行うなど、地域との連携・協力を推進します。

⑥ 幼児教育の充実

幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めます。

また、地域の実情を考慮した幼稚園等における子育て支援の充実、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進するなど幼児教育の振興を図ります。

(4) 若者の就職支援

若者がいきいきと働くことができるよう、学校と地域・企業が連携して、早い時期からキャリア教育を進め、社会人として自立することの大切さを学ぶ機会を増やすとともに、職場体験やインターンシップなどを通じて、望ましい勤労観や職業観の醸成を図ります。

また、若者が経済的に自立できるようにするため、職業能力開発を推進するとともに、「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就職支援に取り組みます。

(5) 困難を有する子どもや若者の支援

ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者について、様々な機関がそれぞれの専門性を生かして支援を行うためのネットワークづくりに取り組みます。

- (注1) スクールカウンセラー：学校で、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や先生に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。
 (注2) スクールソーシャルワーカー：子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

〈目標事業量〉

項	目	現状	目標事業量(H31)	担当課
その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合		96.2% (H24)	98.0%	生徒指導推進室
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合	小学校 73.2% 中学校 70.6%	小学校 87.7% 中学校 83.9%		生徒指導推進室
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	80校	90校		義務教育課
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒率	14.2%	16.0%		高校教育課

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
「近所の人に会ったときはあいさつをしている」と回答した生徒の割合		67.8%	76.2%	岡山県学力・学習状況調査
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒の割合	小学校男子 9.0% 小学校女子 21.3% 中学校男子 11.0% 中学校女子 32.1%	6.6% 15.4% 6.3% 22.8%		全国体力・運動能力、生活習慣等調査

4 安全・安心な子育て環境の整備

〈施策の方向〉

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきました。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

また、雑誌、DVD、ケータイ・ネット等の子どもの有害環境対策、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。

〈重点施策〉

(1) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、また、公園、交流や体験のための施設の整備、学校や公民館などの施設の活用を促進するとともに、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる

環境を整備します。

また、冒険遊び場などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。

(2) 安全な生活環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

② 安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子育て家族での外出等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③ 安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、通学路への防犯カメラ設置等の防犯設備の整備を推進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

④ 学校における生活環境の安全確保

校舎や体育館など学校施設の耐震化を推進し、子どもたちが一日の大半を過ごす学校における生活環境の安全対策を計画的に進めます。

(3) 安心な社会環境づくり

① 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される有害情報等から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導等を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。

また、子どもが適切にインターネット上の情報を活用することができるよう、フィルタリング(注1)の普及促進やインターネットリテラシー(注2)教育等、子どもをインターネット上の有害サイト等から守るため、学校と家庭、行政等が連携を強化し、ケータイ・ネット対策を推進します。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

③ 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

④ 被害にあった子どもの支援

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

(注1)フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないようにしたり、有益な情報だけを閲覧できるように制限をかけること。

(注2)インターネットリテラシー：青少年自らが、主体的に端末設備を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力のこと。

〈目標事業量〉

項	目	現状	目標事業量(H31)	担当課
ももたろう交通安全クラブ設置率		64.4%	70.0%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティーコーン設置校数		191校	250校	くらし安全安心課
公立学校の耐震化率		80.9%	100.0%	財務課

IV 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる地域・社会づくりを目指します。

1 子育て相談体制の充実**〈施策の方向〉**

都市化の進展や核家族化の進行などにより、従来、地域社会や祖父母等が果たしてきた子育て支援機能の低下が指摘され、子育ての孤立化や子育て家庭の負担感の増加が懸念されています。

このため、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

〈重点施策〉**(1) 相談体制の充実**

子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業やすこやか育児テレホン事業を実施し、相談体制を充実します。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」(注)を設置し、県内の様々な相談窓口が連携して、総合的・継続的な支援を行っていきます。

(2) 子育て支援情報の提供

子育てに関する身近な相談窓口の情報はじめ、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報のタイムリーな提供に努めます。

(注)「おかやま子ども・若者サポートネット」：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

〈目標事業量〉

項	目	現状	目標事業量(H31)	担当課
家庭教育相談員の養成数		869人	980人	生涯学習課

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合		0.3%	0.0%	県民意識調査

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

〈施策の方向〉

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けられることができる環境を整備するため、周産期(注1)医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の充実、感染症対策の推進に努めます。

〈重点施策〉

(1) 周産期・小児医療対策の充実

24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備や、医療的ケアを要する子どもの療育体制の充実を促進し、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急医療電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の充実

子どもの慢性疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 感染症対策の推進

感染症の発生状況の早期把握や積極的疫学調査(注2)を人権に配慮しつつ行い、啓発活動、研修会、合同訓練の開催などの事前対応に重点を置いた対策を推進します。

また、県民の生命と健康を脅かす健康危機発生時には、関係機関との緊密な連携により、迅速で適切な対応を図ります。

(注1) 周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

(注2) 積極的疫学調査：感染症が発生した場合、その発生予防とまん延防止を図ることを目的として、保健所が聞き取り等を実施し、原因を調べる統計的調査。

〈目標事業量〉

項	目	現状(H25)	目標事業量(H31)	担当課
2歳までに麻疹・風しんの予防接種を終了している子どもの割合		麻疹94.5% 風しん94.5%	95%	健康推進課

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
周産期死亡率(出産千対)		3.4人 (全国13位)	全国1位	人口動態統計
新生児死亡率(出生千対)		0.9人 (全国13位)	全国1位	人口動態統計
乳児(1歳未満)死亡率(出生千対)		2.0人 (全国17位)	全国1位	人口動態統計
子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった人の割合		15.2%	0.0%	県民意識調査

3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備

〈施策の方向〉

子どもの貧困の問題が、学歴格差、健康状態、子どもへの虐待や非行の問題などに深く関係しているのではないかと指摘されており、貧困や格差の固定化や、親から子への連鎖なども懸念されています。

このため、次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当を、ひとり親家庭等については児童扶養手当を支給します。さらに、子どもやひとり親家庭の医療費の負担を軽減するなど、子育て家庭に対する経済的支援を行います。

また、子育て家庭を支援する住宅環境の整備を進めるため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。

〈重点施策〉

(1) 児童手当等の支給

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当を支給するとともに、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定を図るため児童扶養手当を支給します。

(2) 医療費、教育費の負担軽減

子どもの早期受診促進による健康増進を図り、健やかな成長を支援するため、子育てに係る医療費の負担を軽減します。

さらに、ひとり親家庭や重度心身障害のある子どもに対して、医療費の負担を軽減します。

また、経済的理由により修学困難な高校生に対する奨学金の貸与や私立高校生等に対する就学支援金の支給、納付金減免を行う私立高校への助成を行い、教育費の負担軽減を図ります。

(3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

県営住宅の建替に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。

また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯に対し優遇措置を講じるとともに、子育て世帯に対する入居基準の緩和を行います。

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合		52.4%	50.0%	県民意識調査

4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

〈施策の方向〉

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業や、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組みます。

また、出産や育児のために仕事を離れた人に対する再就職支援を推進します。

〈重点施策〉

(1) 企業の意識改革への取組

男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、労働時間の短縮や多様な働き方を促進するため、岡山労働局や県内の次世代育成支援対策推進センター(注1)、経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度等を推進することにより、企業の意識改革を積極的に支援します。

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

ファミリー・サポート・センター事業(注2)が拡充されるよう支援するとともに、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及啓発に努めます。

また、県が発注する建設工事や物品の販売、修理等の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3) 再就職への支援

出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努めるとともに、岡山労働局等とも協力して再就職のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。

(注1)次世代育成支援対策推進センター：次世代育成支援対策推進法によって事業主が策定することとされている「一般事業主行動計画」の策定・実施を支援するため、業務体制や要員管理の見直しなどの相談援助を行う。

(注2)ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

〈目標事業量〉

項	目	現状(H25)	目標事業量(H31)	担当課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数		515社	700社	子ども未来課
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数		11か所	13か所	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数		15市町	17市町	労働雇用政策課

〈成果目標〉

項	目	現状	成果目標	調査等
平日に19時までに帰宅する父親の割合		27.1%	40.0%	県民意識調査
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合		36.5%	25.0%	県民意識調査

5 幼児期の学校教育・保育の拡充等による子ども・子育て支援新制度の推進

〈施策の方向〉

全ての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

また、放課後児童対策充実のニーズも高いことから、放課後児童クラブ(注)の設置を促進するとともに、大規模なクラブの分割を進めます。

さらに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう人材育成等にも努めます。

〈重点施策〉

(1) 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行と実施

新制度への円滑な移行と実施を図るため、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業が総合的に提供できるよう、市町村を重層的に支援します。

また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう新制度の周知に努めます。

(2) きめ細かな保育の拡充

地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

また、待機児童解消に向け、保育所整備の推進や広域入所の取組などにより、保育所受入児童数の拡大を図ります。

併せて、保育士等の処遇改善や潜在保育士の掘り起こしを進め、人材確保に努めるとともに、保育士等の資質や専門性の向上を図るため、保育所職員に対する研修の充実を図ります。

(3) 放課後児童クラブの拡充

地域の実情に応じて児童館のほか、学校の余裕教室等を活用するなど、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの数が71人以上の大規模なクラブについては、利用する子どもの安全の確保等を図るため概ね40人程度の適正規模への分割を促進します。

また、障害のある子ども等を専門的に担当する障害児対応指導員の配置を促進するなど、必要な支援を行います。

さらに、放課後児童支援員に対する研修を実施するなど、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

(4) 多様なニーズに対応できる人材の養成・確保

子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性をはぐくみ、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

〈目標事業量〉

項	目	現状	目標事業量(H31)	担当課
病児・病後児保育実施か所数		34か所	60か所	子ども未来課
放課後児童クラブ実施か所数		415か所	市町村で検討中	子ども未来課

(注) 放課後児童クラブ：昼間保護者がいない小学校低学年の児童が、指導員に見守られながら放課後を過ごす場所。児童館や学校の余裕教室などに設置されている。

(5)教育・保育の確保方策等

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数などを定めます。

① 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育が提供されるよう、市町村と連携し、平成27年度から平成31年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(ア) 幼児期の学校教育・保育の種類

特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する市町の確認を受けた教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所
特定地域型保育事業	法第29条第1項に規定する市町の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

(イ) 教育・保育の提供区域

幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策について定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を定めます。

この県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

(ウ) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (3～5歳、幼児期の学校教育のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (3～5歳、保育の必要性あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設

3号	<p>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (0～2歳、保育の必要性あり)</p>	<p>・年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。</p>	<p>・年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)</p>
----	---	--	--

○県区域における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策

※現在市町村において検討されており、今後記載する。

② 認定こども園の設置目標

県は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア) 県区域ごとの目標設置数、設置時期

幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向や、教育・保育の実施主体である市町村の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

○基本的な考え方

- ・市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定されていることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。
- ・施設の移行希望がなく、市町村においても認定こども園の設置を見込んでいない県区域のうち、保育所しかない区域については、住民の幼児期の学校教育に対するニーズに応える必要があることから、1カ所の目標設置数を設定します。

○県区域ごとの目標設置数等

※現在市町村において検討されており、今後記載する。

(イ) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、保育所や認定こども園の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、下記の「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

この「都道府県計画で定める数」は、各施設の認定こども園への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

- 市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県としては、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。
- 市町村が供給体制の確保の内容に認定こども園を見込んでいないが、県が目標設置数を設定した県区域については、需給バランスも考慮しながら、既存施設が認定こども園へ移行するために最低限必要と考えられる数を設定します。

③ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の確保が必要であることから、平成27年度から平成31年度までの必要見込み数を定めます。

※現在市町村において検討されており、今後記載する。

(6)岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子育て文化の創造に向けた施策の着実な推進を図るため、市町村をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力するとともに、毎年度、計画の進捗状況を点検し、適切な進捗管理を行います。

① 計画の推進体制

(ア) 県民の役割

- 県民は、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県の施策に協力することが求められます。
- 父母その他の保護者は、子育ての第一義的責任を有するとの認識の下、家庭で子どもに生活習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めることが求められます。
- 親同士の交流や地域のネットワークづくり等を通じ、地域全体での子育ての支え合いを行うことが大切です。

(イ) 事業者の役割等

- 仕事と子育ての両立に向け、労働時間の短縮や休暇制度の充実等、必要な雇用環境を整備するための「一般事業主行動計画」を策定・実施するとともに、おかやま子育て応援宣言企業制度や子育ておかやま子育て家庭応援カードの協賛店舗等への積極的な参加に努めることが期待されます。
- 子育てしやすい職場づくりのために、子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の相互理解の促進に配慮することが必要です。
- 計画の推進に当たっては、事業者や民間団体等の理解と協力を得ながら、相互に密接に連携し、協働して取り組むことが重要です。

(ウ) 国、市町村との連携等

- 子育て支援・少子化対策は、国の制度等と密接に関連していることから、今後の国の動向に十分留意しながら、この計画の期間中に県が実施する施策に、国の対策を反映させていきます。また、国に対して施策や財源措置の充実等について、必要な働きかけを行います。
- 子どもや子育て支援に関する施策の主な実施主体である市町村との連携を一層強化し、行動計画の策定に当たっては相互にその整合性を図るなど、一体となってこの計画の着実な推進を図ります。

(エ) 庁内の推進体制

- 子育て支援・少子化対策については、各分野にわたる広範な施策が含まれることから、効果的かつ着実に施策を推進するため、関係部局間の緊密な連携を図ります。
- ② 計画の点検・評価
本計画を着実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況の点検、評価を行い、実効性のある施策展開を図ります。
- 計画の実効性を確保する観点から、年次報告書の作成・公表や数値目標の進行管理等を通じ、毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を行います。
- こうした点検・評価の結果を踏まえ、計画を達成する上での課題等について、「岡山県子ども・子育て会議」等において、関係者の意見を聴きながら、計画達成に向けた適切な対応を図ります。

V 子どもをまもり支援する体制づくり

社会的養護(注)を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、子どもをまもり支援する体制づくりを目指します。

(注)社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、社会が責任を持って養育・保護する機能を果たすこと。

1 子ども虐待防止対策の充実

〈施策の方向〉

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談事例は複雑・深刻化しており、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

このため、子育ての不安や負担感、地域からの孤立感等の解消により子どもへの虐待の発生予防対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から再発防止、子どもの自立に至る切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。

また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化を図るとともに、子ども虐待を防ぐ地域のネットワーク体制の充実を図ります。

〈重点施策〉

(1) 児童相談所の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の体制の強化及び専門性の向上が重要です。ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするための職員の適切な配置並びに法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

また、専門研修の実施により、人材育成に努めます。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

支援する人の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「子どもが心配チェックシート（岡山版）」、子どもが置かれている状況を的確に把握するための「子どもの育ちのニーズシート」等を積極的に活用し、市町村をはじめとする子どもの支援に携わる関係機関との役割分担や連携を推進します。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

保健所や市町村、おかやま妊娠・出産サポートセンター等により、妊娠や出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、保健所、市町村等が連携し、「妊娠期からの切れ目のない母子支援システム」の運用とともに相談、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会をとらえて、育児不安や育児負担の軽減となるような支援を行います。孤立した中での妊娠・出産・育児にならないよう、健康づくりボランティア、民生（児童）委員など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守りはぐくむ地域づくりを行います。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

本県においても虐待による死亡事例は発生しています。

子ども虐待による重大事例（死亡等）については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなど支援します。

〈目標事業量〉

項	目	現状	目標事業量	担当課
児童虐待による死亡事例数		3人	0人	子ども未来課

2 社会的養護体制の充実

〈施策の方向〉

子どもは本来家庭で保護者によって養育されることが望ましいのですが、保護者がいない子どもや家庭で監護されることが適当でない子どもについては、児童養護施設等や里親といった社会的養護のもとで養育する必要があります。

このような子どもたちを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで養育することができるよう、原則として里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託を優先するとともに、施設のケア単位の小規模化を推進し、地域全体で温かく見守り支援する体制を整えます。

〈重点施策〉

(1) 家庭的養護の推進

① 里親委託等の推進

家庭的な環境のもとで子どもの愛着関係を形成し養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及・啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進し、社会的養護を必要とする子ども全体に占める里親等委託率を引き上げます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流などの支援体制の充実を図ります。

② 施設の小規模化及び地域分散化の推進

本体施設、グループホーム、里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていく国の方針を踏まえ、施設のケア単位の小規模化を図ることでグループ数を増加させるとともに地域分散化を推進し、地域の実情に即した計画的な取組を推進します。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

心理療法、生活指導等を必要とする子どもや、地域での自立した生活が困難な母子への専門的なケアを行うため、児童養護施設等に里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を推進するとともに、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上に資する研修体系を整備します。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもたちが、施設退所後も他の子たちと公平にスタートが切れるよう、免許取得への補助など、将来の自立生活のために必要な知識等が得られるよう支援を行います。

(4) 家庭支援及び地域支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図ります。施設による里親及び里子への支援を充実させるため、里親支援専門相談員の配置等、施設のソーシャルワーク機能の強化を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

施設や里親の下で養育されることとなった子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、子どもの最善の利益の確保を最優先にした

適切な支援に努めます。

また、こうした子どもとその保護者に不安を与えないよう最大限配慮するとともに、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の権利が保障されていることをわかりやすく伝えます。

さらに、施設職員等を対象とした基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修やケアの質の向上のための取組を推進するとともに、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「被措置児童等虐待対応の手引き」を活用し、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図るなど、子どもの権利を擁護する取組を推進します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目 標 事 業 量	担 当 課
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	9施設	11施設	子ども未来課
自立援助ホーム設置か所数	3か所	4か所	子ども未来課
里親等への委託率	13.0%	22.0%	子ども未来課
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）設置か所数	5か所	7か所	子ども未来課
施設内小規模化グループ数	13グループ	33グループ	子ども未来課

3 障害のある子どもへの施策の充実

〈施策の方向〉

障害のある子どもへの施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

〈重点施策〉

(1) 障害のある子どもの支援

ノーマライゼーション(注)の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、療育指導体制の充実を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、教員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実に努めます。

(2) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもへの支援のため、市町村、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等においては、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育等に努め、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努めるとともに、これらの連携による支援体制の整備を進めます。

また、地域で障害のある人の日常生活を支える市町村の取組をサポートするとともに、県民の理解促進を図ります。

(注) ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活をおくることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

〈目標事業量〉

項	目	現状	目標事業量(H31)	担当課
個別の教育支援計画(注)を作成している児童生徒の割合	小学校	18.7%	100.0%	特別支援教育課
	中学校	13.2%	100.0%	
	高等学校	14.1%	100.0%	
発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数〔累計〕		17市町村	26市町村	障害福祉課

(注)個別の教育支援計画：学校が保護者ととともに、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人ひとりについて作成するもの。
 なお、高等学校における「個別の教育支援計画」は、小・中学校における「個別の指導計画」の機能を併せ有するもので、障害のある生徒の教育的ニーズや学校生活全般における指導・支援の内容、方法、連携する関係機関との役割分担等を明示するものをいう。

4 ひとり親家庭の自立支援

〈施策の方向〉

母子世帯については、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費確保のための支援、生活の場の整備等を総合的に推進し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

〈重点施策〉

(1)就業支援の強化

ひとり親家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、母子家庭の母等に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、自立支援給付金等の施策を推進します。

(2)相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員や母子・父子福祉協力員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、インターネット等を活用し各種関係福祉施策の情報提供を行うなど、相談体制の充実に努めます。

また、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行います。

さらに、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、関係機関と連携して養育費についての啓発や確保面での支援を促進します。

(3)経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

母子・父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当の父子家庭への支給拡大等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立に向けて活動が円滑に行えるよう、経済的支援を推進します。

また、ひとり親家庭等の生活全般にわたり相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠であるため、福祉部局と産業労働部局の連携を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現状	目標事業量(H31)	担当課
ひとり親家庭支援センターからの就職決定件数	19人/年	25人/年	子ども未来課

〈成果目標〉

項 目	現状	成果目標	調査等
家計について「困っている」と回答した人の割合【母子世帯調査】	60.0%	25.0%	県民意識調査
「相談相手がいる」と回答した人の割合【父子世帯調査】	55.6%	70.0%	県民意識調査

5 子どもの貧困対策の推進

《施策の方向》

いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないことであり、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等とあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要です。

このため、政府において策定された「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困に関する指標を設定するとともに、その改善に向けて、子どもの貧困対策を推進します

【子どもの貧困に関する指標】

項目		現況数値	説明	担当課室
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率	83.4%	平成25年4月1日現在	障害福祉課
	高等学校等中退率	4.8%	平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除したもの	
	大学等進学率	31.4%	平成25年4月1日現在	
	就職率	中学校卒業後の進路	3.1%	
高等学校卒業後の進路		48.9%	平成25年4月1日現在	
児童養護施設の子ども	高等学校卒業後の進路	進学率	23.1%	子ども未来課
		就職率	73.1%	
スクールソーシャルワーカーの配置人数		25人	平成26年度	生徒指導推進室
スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合※	小学校	18.6%	平成26年度	生徒指導推進室
	中学校	100.0%	平成26年度	
就学援助制度に関する周知状況	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	74.1%	平成25就学援助制度調査	財務課
	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	63.0%	平成25就学援助制度調査	

※「スクールカウンセラーを設置する小学校、中学校の割合」は、岡山県が配置している率であり、市町村で配置しているものは含まれていない。

【参考：国全体の数値】

子どもの貧困率 ※1	16.3%	平成25年国民生活基礎調査	子ども未来課
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 ※2	54.6%	平成25年国民生活基礎調査	子ども未来課

※1 17歳以下の子ども全体に占める、貧困線(等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額)に満たない17歳以下の子どもの割合(相対的貧困率)

※2 子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子供(17歳以下)がいる世帯)のうち、大人(18歳以上)が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合(相対的貧困率)

重点施策

(1) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

① 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 (学校教育における学力保障)

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や土曜日・長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教員の理解を深めていくため、研修講座等の内容の充実を図ります。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

- スクールソーシャルワーカー等を活用した、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等、教育相談体制の充実を図ります。また、市町村に家庭教育支援チーム立ち上げを促し、相談対応や、スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭教育支援の取組を推進します。

(地域による学習支援)

- 放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。

(高等学校における就学継続のための支援)

- 高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図るとともに、「高等学校等就学支援金制度」を実施し、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を受けることを可能にするなど、高等学校等における就学継続のための支援に努めます。

② 幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

保護者等の負担が増大しないよう、幼稚園就園奨励事業について、国において十分財源が確保されるよう働きかけるとともに、市町村において適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。

また、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めるとともに、地域の実情を考慮した幼稚園等における子育て支援の充実、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進するなど幼児教育の振興を図ります。

③ 就学支援の充実

- 市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、高等学校等就学支援金制度や、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 私立高等学校生に対する納付金減免事業等を実施するとともに、専門学校生に対する経済的支援策の実施について、国の動向を注視しながら、適切な対応に努めます。
- 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

④ 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めるとともに、児童養護施設等で暮らす子どもやひとり親家庭の子どもに対する学習支援の充実を図ります。

⑤ その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 生活の支援

保護者の自立支援のための相談事業の充実や保育等の確保に努めるとともに、子どもの生活支援や就労支援などに関係機関が連携しながら取り組みます。

① 保護者の生活支援

- 生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計相談支援事業等の活用を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業支援セミナーの実施、就業情報の提供を行うなど、保護者の自立支援に努めます。
- 保育所の整備等の推進や、放課後児童クラブの拡充等により、保育の確保を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。
- 市町村が行う妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問などにより、保護者の健康や乳幼児期の全ての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。

② 子ども生活支援

- 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。
- 「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した食事の提供や「共食」の機会の増加に向けた取組など、地域の特性に応じた食育の推進を図ります。また、児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。
- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりを含む学習支援の取組を進めます。

③ 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用し、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討します。

④ 子どもの就労支援

- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。また、児童養護施設退所者等に対し

て、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学への補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。

- 進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、おかやま若者就職支援センターや各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。さらに、ニート等の若者に対しては、青少年総合相談センターにおいて、相談しやすい体制を充実し、就労支援機関の情報提供等を行うとともに、国が設置する「おかやま若者サポートステーション」と連携しながら、職業的自立を支援します。

⑤ 支援する人員の確保等

社会的養護の推進のため、国の動向も注視しながら、児童養護施設の体制強化や新たに里親になる人材の発掘等に努めるとともに、児童相談所職員の専門性を強化するなど、相談機能の強化を図ります。

また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めるとともに、地域の小児医療に携わる医師等を対象に思春期精神疾患対応力向上研修を行います。

⑥ その他の生活支援

経済状況等にかかわらず、安心して妊娠、出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、身近な地域で妊娠に気づいた時から切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。

また、住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、県営住宅に係る優先入居を行うほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談等を実施するとともに、母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付け、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

(3) 保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業支援セミナーの実施、就業情報の提供などを行うとともに、児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、親の学び直しについて、国の動向等を注視しながら対応を検討します。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

(4) 経済的支援

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費の支給を行うなど、進学時の支援を行います。また、ひとり親家庭支援センター等において、養育費に関する相談支援を行います。

(5) その他

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、留学への支援等、意欲ある青年に対する参加支援等に努めます。